

電 気 工 事 業 法

(電気工事業の業務の適正化に関する法律)

電 気 工 事 士 法

申請・届出等の手引き

令和6年3月

山口県産業政策課

目 次

総説	1
用語説明	1
電気工事士法及び電気工事業法諸手続に係る手数料額について	2
電気工事業者登録等処理フロー図	3
電気工事業者が業務を行う上で遵守すべき事項（抜粋）	4

電気工事業の業務の適正化に関する法律関係

I 登録電気工事業者が行わなければならない諸手続	9
1 電気工事業の登録の申請手続	9
2 更新登録の申請手続	11
3 登録行政庁の変更届出手続	13
4 電気工事業の承継届出手続	14
5 登録証の再交付申請手続	17
6 登録事項等の変更届出手続	18
7 電気工事業の廃止届出手続	21
II 通知電気工事業者が行わなければならない諸手続	22
1 自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始通知手続	22
2 通知事項の変更通知手続	23
3 通知電気工事業者として行う電気工事業の通知受理書の再交付申請手続	26
4 通知電気工事業の廃止通知手続	27
III みなし登録電気工事業者（建設業者）が行わなければならない諸手続	28
1 みなし登録電気工事業者（建設業者）が電気工事業を行う場合の届出手続	28
2 みなし登録電気工事業者（建設業者）の届出事項の変更届出手続	30
3 建設業者として行う電気工事業の届出受理書の再交付申請手続	33
4 みなし登録電気工事業の廃止届出手続	34
IV みなし通知電気工事業者（建設業者）が行わなければならない諸手続	35
1 みなし通知電気工事業者（建設業者）が行う自家用電気工事のみに係る 電気工事業の開始通知手続	35
2 みなし通知電気工事業者（建設業者）の通知事項の変更通知手続	36
3 建設業者として行う電気工事業の通知受理書の再交付申請手続	39
4 みなし通知電気工事業者の廃止通知手続	40

電 気 工 事 士 法 関 係

I	電気工事士等が従事できる電気工事の作業	4 1
	※ 資格により従事できる電気工事の種類について	4 2
II	第一種電気工事士免状の取得に係る諸手続	4 3
1	第一種電気工事士免状の交付を受けることができる者	4 3
	※ 第一種電気工事士免状交付申請をされる方へ	4 4
2	第一種電気工事士免状の交付申請手続（試験合格者）	5 2
3	第一種電気工事士免状の交付申請手続（認定による交付申請者）	5 4
III	第二種電気工事士免状の取得に係る諸手続	5 6
1	第二種電気工事士免状の交付を受けることができる者	5 6
2	第二種電気工事士免状の交付申請手続（試験合格者・養成施設修了者）	5 7
3	第二種電気工事士免状の交付申請手続（認定による交付申請者）	5 8
IV	電気工事士が行わなければならないその他の手続	5 9
1	電気工事士免状の再交付申請手続	5 9
2	電気工事士免状の書換え申請手続	6 0
3	第一種電気工事士免状の返納手続	6 1
V	特種電気工事資格者認定証取得等に係る諸手続	6 2
VI	認定電気工事従事者認定証取得等に係る諸手続	6 3

様 式 関 係

様式番号	様式名	ページ
様式第1号	登録電気工事業者登録申請書	64・65
様式第2号	誓約書（個人用）	66
様式第3号	誓約書（法人用）	67
様式第4号	誓約書（主任電気工事士に関するもの）	68
様式第5号	主任電気工事士の雇用証明書	69
様式第6号	主任電気工事士等実務経験証明書	70
様式第7号	主任電気工事士等実務経験証明書	71
様式第8号	電気工事士免状の写	72
様式第10号	営業所位置図	73
様式第12号	備付器具調書	74
様式第13号	登録電気工事業者更新登録申請書	75
様式第14号	登録行政庁変更届出書	76・77
様式第15号	登録電気工事業者承継届出書	78
様式第16号	登録電気工事業者承継届出書	79
様式第17号	電気工事業譲渡証明書	80
様式第18号	登録電気工事業者相続証明書	81
様式第19号	登録電気工事業者相続同意証明書	82
様式第20号	電気工事業承継証明書	83
様式第21号	登録証再交付申請書	84
様式第22号	登録事項等変更届出書	85
様式第23号	電気工事業廃止届出書	86
様式第24号	電気工事業開始通知書	87
様式第25号	通知事項変更通知書	88
様式第26号	通知受理書再交付申請書	89
様式第27号	電気工事業廃止通知書	90
様式第28号	電気工事業開始届出書	91
様式第29号	電気工事業に係る変更届出書	92

様式番号	様式名	ページ
様式第30号	届出受理書再交付申請書	93
様式第31号	電気工事業廃止届出書	94
様式第32号	電気工事業開始通知書	95
様式第33号	電気工事業に係る変更通知書	96
様式第34号	通知受理書再交付申請書	97
様式第35号	電気工事業廃止通知書	98
様式第36号	電気工事士法第4条第3項第2号・第4項第3号の認定申請書	99
様式第37号	電気工事士免状交付申請書	100
様式第38号	実務経験証明書	101・102
様式第39号	実務経験証明書	103
様式第40号	実務経験証明書	104
様式第42号	電気工事士免状再交付申請書	105
様式第43号	電気工事士免状書換え申請書	106
様式第44号	第一種電気工事士免状返納届出書	107
書式例2	委任状	108

総 説

用語説明

営業所	<p>電気工事の管理を行う店舗をいい、本店、支店、出張所等の名称いかんにかかわらず、実態として、その管理の業務を行っていれば営業所に該当する。</p> <p>また、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の施工に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所には該当しない。</p>
登録電気工事業者	<p>法第3条第1項の規定により都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）の登録を受けた者及び同条第3項の規定により5年ごとに更新の登録を受けた者をいう。</p>
通知電気工事業者	<p>自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者で、法第17条の2第1項の規定により、都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、その旨を通知した者をいう。</p>
みなし登録電気工事業者	<p>建設業法第2条第3項に規定する建設業者であって、電気工事業を営む者が、法第34条第4項の規定により都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、その旨を届け出た者をいう。</p>
みなし通知電気工事業者	<p>建設業法第2条第3項に規定する建設業者であって、自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者が、法第34条第5項の規定により都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、その旨を通知した者をいう。</p>
一般用電気工作物	<p>電気事業法第38条第1項に規定する一般用電気工作物すなわち、他の者から経済産業省令で定める電圧（具体的には、600V）以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含む。）において、その受電した電気を使用するための電気工作物であって、その受電のための電線路以外の電線路により、その構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの（ただし、同法第38条第1項各号に規定するものを除く。）をいう。</p> <p>概括的にいえば、一般家庭、商店等の屋内配電設備等がこれに該当する。</p>
自家用電気工作物	<p>電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物）から発電所、変電所、最大電力500kw以上の需要設備、送電線路、保安通信設備を除いたものをいう。</p>

電気工事士法及び電気工事業法諸手続に係る手数料額について

□電気工事士法

「山口県使用料手数料条例」

(単位：円)

納付しなければならない者	手数料額
1 第1種電気工事士免状の交付を受けようとする者	6,000
2 第2種電気工事士免状の交付を受けようとする者	5,300
3 免状の再交付を受けようとする者	2,700
4 免状の書換えを受けようとする者	2,700

(令和4年8月1日施行)

□電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）

「山口県使用料手数料条例」

(単位：円)

納付しなければならない者	手数料額
1 法第3条第1項の登録を受けようとする者	22,000
2 法第3条第3項の更新の登録を受けようとする者	12,000
3 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	2,200
4 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	1枚につき 600
5 登録電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	1回につき 440

(平成12年4月1日施行)

□諸証明（電気工事士法・電気工事業法）

「山口県使用料手数料条例施行規則」

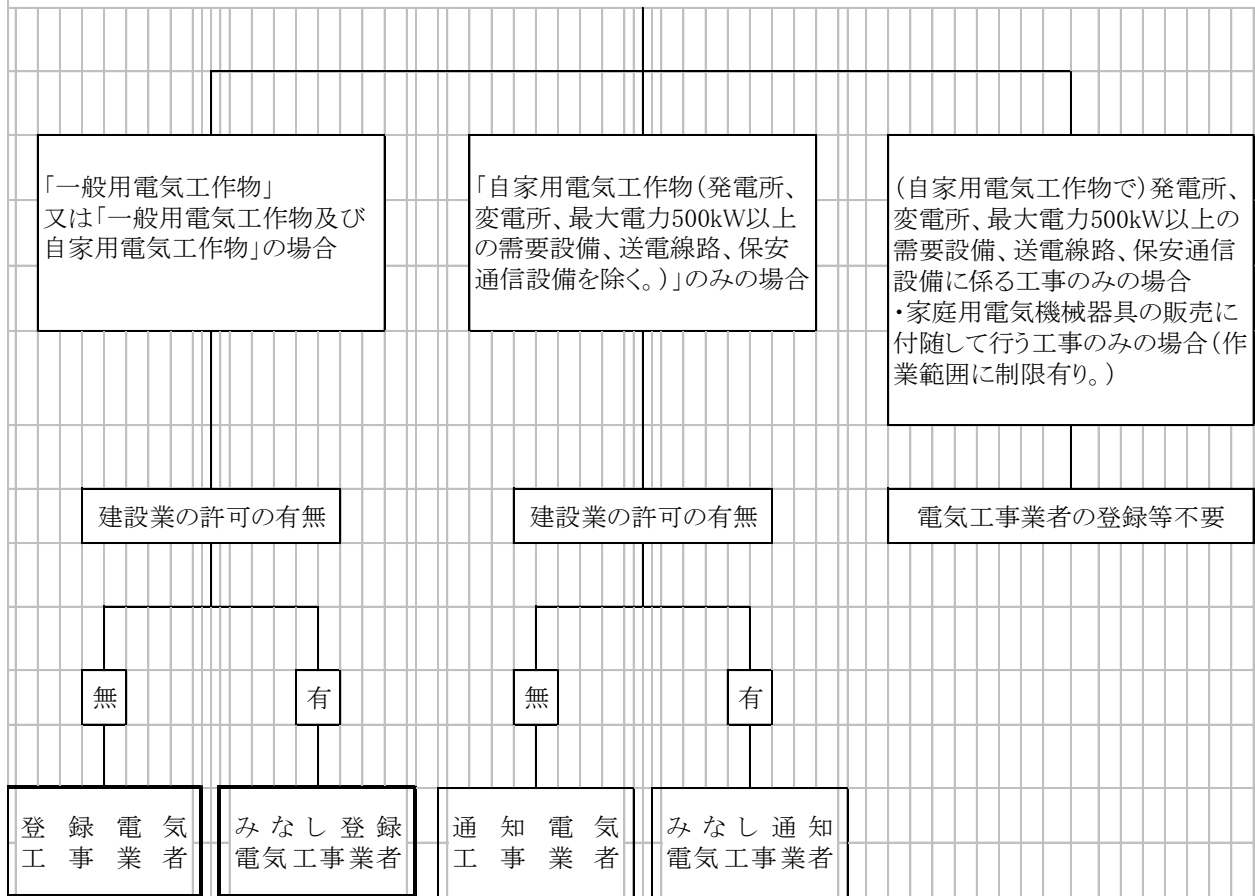
(単位：円)

納付しなければならない者	手数料額
証明を受けようとする者	700

(平成22年4月1日施行)

電気工事業者登録等処理フロー図

(施行する電気工事の種類と電気工事業者の種類)



……太枠の業者は、主任電気工事士を選任しなければなりません。

	登録電気工事業者	みなし登録電気 工事業者	通知電気工事業者	みなし通知電気 工事業者
申請等時期	営業開始前	開始したとき、遅滞なく	開始しようとする日の10日前まで	開始したとき遅滞なく
手数料	所定額が必要となります。	不 要	不 要	不 要

電気工事業者が業務を行う上で遵守すべき事項（抜粋）

電気工事業者が業務を行う上で遵守すべき事項について「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（以下「電気工事業法」という。）等から抜粋し、以下にそれを掲げますので、事業開始後は遺漏のないよう対応していただきますようお願いいたします。

1. 主任電気工事士の設置について（電気工事業法第19条）

- (1) 登録電気工事業者、みなし登録電気工事業者は、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の免状交付を受けた後電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であって^①電気工事業法第6条第1項第一号から第四号までに該当しない者を主任電気工事士として置かなければなりません。

なお、主任電気工事士は営業所ごとに一人設置する必要があり、兼務は認められません。（通知電気工事業者、みなし通知電気工事業者は、一般用電気工作物に係る電気工事を行わないため、主任電気工事士を設置する必要はありません。）

① 電気工事業法第6条第1項第1号～第4号でいう欠格事項について

- | |
|---|
| <p>1 電気工事業法、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>2 電気工事業法第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>3 登録電気工事業者であって法人であるものが電気工事業法第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>4 電気工事業法第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止したものであってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの</p> |
|---|

- (2) 登録電気工事業者、みなし登録電気工事業者は、次に掲げる事項に該当することを知った日から2週間以内に(1)により主任電気工事士を選任し、選任の日から30日以内に主任電気工事士の変更の届出をしなければなりません。

ア 主任電気工事士が電気工事業法第6条第1項第1号から第4号までの位置に該当するに至ったとき

イ 主任電気工事士が死亡、退職、旅行、疾病、その他の事故等により相当期間にわたりその営業所の業務に係る一般用電気工事の作業を管理することが不可能な場合

ウ 営業所が一般用電気工作物に係る電気工事を行う営業所（特定営業所）となったとき

エ 新たに特定営業所を設置したとき

- (3) 電気工事士で自ら電気工事業を営んでいる場合は、本人が(1)の主任電気工事士の要件を満たす場合は本人を主任電気工事士とすることができます。

2. 主任電気工事士の職務等について（電気工事業法第20条）

主任電気工事士の職務は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理をすることです。

具体的な職務の内容は、次のとおりです。

- (1) 配線図の作成及び変更、これに関与しない場合はそのチェックをすること。
- (2) 一般用電気工事が電気工事業法及び電気関係法規に違反しないように管理すること。
 - ア 電気工事士でない者が電気工事の作業に従事しないことの監視
 - イ 表示のない電気用品の使用の監視
 - ウ 危険等防止命令を受けた場合のその遵守義務
 - エ 電気設備の技術基準の適合性等電気関係法規の遵守
- (3) 電気工事業者の営業所、電気工事の施工場所その他業務に関係のある場所への立入検査を受ける場合の立ち会い
- (4) 一般用電気工事の検査結果の確認
- (5) 営業所への備付帳簿の記載上の管理監督
- (6) その他一般用電気工事に関する一般的な管理監督

3. 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止

（電気工事業法第21条）

- (1) 電気工事業者は、第一種電気工事士でない者を自家用電気工作物の作業に従事させてはならない。
- (2) 登録電気工事業者、みなし登録電気工事業者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業に従事させてはならない。
- (3) 電気工事業者は、特種電気工事資格者でない者を特種電気工事の作業に従事させてはならない。
- (4) 電気工事業者は、(1)に関わらず認定電気工事従事者を簡易電気工事の作業に従事させることができる。

4. 電気工事を請け負わせることの制限について（電気工事業法第22条）

電気工事業者がその請け負った電気工事を施工せず、下請けに出す場合は電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

また、電気工事業者以外の者が電気工事を請け負い、電気工事を下請けに出す場合にもその電気工事を施工し得る者は電気工事業者のみである。

5. 器具の備付けについて（電気工事業法第24条）

（器具の備付け）

第24条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。

電気工事業者を営む者は、その営業所ごとに、電気工事の種類に応じ、以下に掲げる器具を備え付けなければならない。

- ・ 一般用電気工事のみの業務を行う営業所～ 「絶縁抵抗計」
「接地抵抗計」
「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」
- ・ 自家用電気工事の業務を行う営業所～ 上記器具に加え、
「低圧検電器」
「高圧検電器」
※ 「継電器試験装置」
※ 「絶縁耐力試験装置」

※の器具については、必要なときに使用しうる措置が講じられていればよい事となっています。

例えば、同業者との賃貸契約又は他の営業所（自社）から必要時にすぐ持参し、検査できる等の措置が講じられていればよい。

6. 標識の掲示について（電気工事業法第25条）

（標識の掲示）

第25条 電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

電気工事業者の標識の掲示義務を定めたもので、業者の種類ごとに次の様式による標識を作成の上、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに見やすい場所に掲示すること。

また、注文主が容易に識別できるよう自社のHP等にも同様の事項を表示することが望ましい。

標識の様式は、以下のとおり。

- ・ 登録電気工事業者 → 登録電気工事業者登録票（標識1）
- ・ 通知電気工事業者 → 通知電気工事業者通知票（標識2）
- ・ みなし登録電気工事業者 → 登録電気工事業者届出済票（標識3）
- ・ みなし通知業者 → 通知電気工事業者通知済票（標識4）

(標識 1)

登録電気工事業者登録票	
↑ 35 cm 以上 ↓	登録番号
	登録の年月日
	氏名又は名称
	代表者の氏名
	営業所の名称
	電気工事の種類
	主任電気工事士等の氏名
← 40 cm以上 →	

(標識 2)

通知電気工事業者通知票	
通知先	
通知の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

(標識 3)

登録電気工事業者届出済票	
↑ 35 cm 以上 ↓	届出先
	届出の年月日
	氏名又は名称
	代表者の氏名
	営業所の名称
	電気工事の種類
	主任電気工事士等の氏名
← 40 cm以上 →	

(標識 4)

通知電気工事業者通知済票	
通知先	
通知の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

7. 帳簿の備付けについて（電気工事業法第26条）

（帳簿の備付け等）

第26条 電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

電気工事業を営む者は、その営業所ごとに、帳簿を備え、省令で定める必要な事項を記載し、記載の日から5年間保存しておかなければならない。（帳簿の様式、体裁等は不問。）
なお、省令に定める必要な事項とは、以下のとおりです。

- ・ 注文者の氏名又は名称及び住所
- ・ 電気工事の種類及び施工場所
- ・ 施工年月日
- ・ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ・ 配線図
- ・ 検査結果

電氣工事業の業務の適正化に関する法律関係

I 登録電気工事業者が行わなければならない諸手続

1 電気工事業者の登録の申請手続（法第4条）

電気工事業者を営もうとする者は、あらかじめ「電気工事業者」として、都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）の登録（法第3条）を受けなければ営業することができません。

なお、この登録の有効期間は5年間ですので、5年経過後も引き続き電気工事業者を営もうとする者は、更新登録手続を行ってください。

(1) 登録申請書の提出先

- ア 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置している者
都道府県知事（山口県産業労働部産業政策課）
- イ 二以上の都道府県の区域内に営業所を設置している者
 - (ア) 一の産業保安監督部の管轄区域内の場合
産業保安監督部長
 - (イ) 二の産業保安監督部の管轄区域にまたがる場合
経済産業大臣

(注意)

- ① 登録申請先は、上記のように三つに分かれるので注意すること。
- ② 営業所を一つしか設置しない者は、すべてアのケースに該当するので、都道府県知事に登録申請すること。
- ③ 営業所を二つ以上設置する者は、イのケースに該当する場合がありますので留意すること。
- ④ 登録後において、営業所の新設、廃止、移転等をする場合も、ア又はイのケースに該当することとなる場合は、所定の手続きが必要となるので注意すること。

(2) 必要な申請書類

新規に電気工事業者を営もうとする者は、次の書類を山口県産業政策課へ提出してください。

(提出書類)

- ア 登録電気工事業者登録申請書 …………… 様式第1号（64・65ページ）
所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添付書類	様式番号	ページ
誓約書（個人用）（注1）	様式第2号	66
誓約書（法人用）（注1）	様式第3号	67

添付書類	様式番号	ページ
誓約書（主任電気工事士に関するもの）（注2）	様式第4号	68
主任電気工事士の雇用証明書（注3）	様式第5号	69
主任電気工事士等実務経験証明書（注4） （登録申請者の従業員等である場合）	様式第6号	70
主任電気工事士等実務経験証明書（注4） （他の電気工事業者の従業員等であった場合）	様式第7号	71
主任電気工事士等の電気工事士免状の写し（注5）	様式第8号	72
営業所位置図（注6）	様式第10号	73
備付器具調書（注7）	様式第12号	74
法人登記簿謄本（申請者が法人である場合に必要）		

（注1）申請者自身が法第6条第1項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。

（注2）雇用した主任電気工事士が法第6条第1項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

なお、法人の場合はいかなる場合も必要。

（注3）申請者自身が電気工事士であって、主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

（注4）主任電気工事士等となる者が、**第二種電気工事士である場合は、第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物に係る電気工事に関し3年以上の実務に従事したことを証明する必要がある。**

なお、主任電気工事士等が第一種電気工事士である場合は、主任電気工事士等実務経験証明書は不要。

（注5）電気工事士免状の写しを貼付のこと。

（注6）目印となるものをはっきり書くこと。地図等の貼付も可。

（注7）電気工事の種類に応じて、備付の必要な器具に関する事項を記入すること。

（3）申請期限

新たに登録を受ける場合は、営業所を設置してその事業を営もうとするときです。

経済産業大臣又は産業保安監督部長の登録を受けていた登録電気工事業者が山口県内のみに営業所を設けることとなり、引き続き電気工事業を営もうとするときは、その日から30日以内に申請してください。この日を過ぎると従前の登録は失効し無登録業者となりますので十分注意してください。

2 更新登録の申請手続（法第3条第3項～第5項）

登録電気工事業者として新規登録した場合の登録有効期間は5年間です。

その期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとするときはさらに登録を受ける必要があります。（以下この項において、「更新登録」という。）

5年の期間満了が近づくと、その約一ヶ月前に山口県産業政策課から該当の業者へ更新登録について、申請に必要な書類を添えて通知します。

（1）必要な申請書類

ア 登録電気工事業者更新登録申請書 …………… 様式第13号（75・76ページ）

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペー ジ
誓約書（個人用）（注1）	様式第2号	66
誓約書（法人用）（注1）	様式第3号	67
誓約書（主任電気工事士に関するもの）（注2）	様式第4号	68
主任電気工事士の雇用証明書（注3）	様式第5号	69
営業所位置図（注4）	様式第10号	73
備付器具調書（注5）	様式第12号	74
法人登記簿謄本（申請者が法人である場合に必要）		
登録電気工事業者登録証（注6）		

（注1）申請者自身が法第6条第1項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。

（注2）雇用した主任電気工事士が法第6条第1項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

なお、法人の場合はいかなる場合も必要。

（注3）申請者自身が電気工事士であって、主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

（注4）目印となるものをはっきり書くこと。地図等の貼付も可。

（注5）電気工事の種類に応じて、備付の必要な器具に関する事項を記入すること。

（注6）旧登録電気工事業者登録証は、更新登録申請時に返納すること。

(2) 申請期限 登録期間満了の日の10日前

(3) 提出先 山口県産業政策課

(4) その他

ア 登録更新時期と新たに建設業者としての許可申請を行う時期が重なる場合に、登録の有効期間満了日が早いときは、更新登録の申請手続が必要となります。

イ 登録電気工事業者登録証を紛失しているときは、**登録証の再交付申請手続**により、同時に再交付の手続をして下さい。

3 登録行政庁の変更届出申請（法第8条）

登録を受けた登録電気工事業者の営業所に変動があり、第3条（登録）の規定により、登録を受ける行政庁を変更しなければならないときの届出の申請は、次のとおりです。

（1）届出書の提出先

変更前後の営業所の設置の範囲等	届 出 先
経済産業大臣又は産業保安監督部長の登録を受けた者が、一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなって都道府県知事の登録を受けたとき	登録を受けていた経済産業大臣又は産業保安監督部長
都道府県知事の登録を受けていた者が他の都道府県にも営業所を設置して経済産業大臣又は産業保安監督部長の登録を受けたとき	従前の登録を受けていた都道府県知事
都道府県知事の登録を受けていた者がその都道府県の営業所を廃止して、他の都道府県に営業所を設置して、その都道府県知事の登録を受けたとき	従前の登録を受けていた都道府県知事

（2）届出の種類

登録行政庁変更届書 …………… 様式第14号（77ページ）

（3）届出の期限

新たに登録を受けたとき、遅滞なく

4 電気工事業の承継届出手続（法第9条）

譲受、相続、合併、分割により登録電気工事業者の地位を承継した者は、その旨を都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に届け出なければなりません。

なお、組織変更により、自然人（個人）から法人に変わった場合についても、承継の手続を行います。

（1）譲受けにより地位を承継した場合の必要な届出書類

（提出書類）

- ア 登録電気工事業者承継届出書 …………… 様式第15号（78ページ）
当該承継が法第9条第2項各号に該当する場合…様式第16号（79ページ）
- イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
電気工事業譲渡証明書	様式第17号	80
誓約書（個人用）	様式第2号	66
誓約書（法人用）	様式第3号	67
法人登記簿謄本（法人の場合）		
登録電気工事業者登録証（注1）		
登録事項等変更届出書（注2）	様式第22号	85

（注1）譲受前の登録電気工事業者に交付されていた登録電気工事業者登録証

（注2）6の登録事項等変更の場合の届出手続に記載されている変更届出が必要な場合の区分に従った添付書類を含む。

なお、所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

（2）相続により地位を承継した場合の必要な届出書類

（提出書類）

- ア 登録電気工事業者承継届出書 …………… 様式第15号（78ページ）
当該承継が法第9条第2項各号に該当する場合…様式第16号（79ページ）
- イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
登録電気工事業者相続証明書（注1）	様式第18号	81

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
登録電気工事業者相続同意証明書（注2）	様式第19号	82
誓約書（個人用）	様式第2号	66
相続人の戸籍謄本		
登録電気工事業者登録証（注3）		
登録事項等変更届出書（注4）	様式第22号	85

（注1） 相続人が1人のとき。

（注2） 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したとき。

（注3） 被相続人に交付されていた登録電気工事業者登録証

（注4） **6の登録事項等変更**の場合の届出手続に記載されている変更届出が必要な場合の区分に従った添付書類を含む。

なお、**所定額の手数料**を山口県収入証紙により納入すること。

（3） 合併により地位を承継した場合の必要な届出書類

- ア 登録電気工事業者承継届出書 …………… 様式第15号（78ページ）
当該承継が法第9条第2項各号に該当する場合…様式第16号（79ページ）
- イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
誓約書（法人用）	様式第3号	67
法人登記簿謄本（法人の場合）		
登録電気工事業者登録証（注1）		
登録事項等変更届出書（注2）	様式第22号	85

（注1） 合併前に交付されていた登録電気工事業者登録証

（注2） **6の登録事項等変更**の場合の届出手続に記載されている変更届出が必要な場合の区分に従った添付書類を含む。

なお、**所定額の手数料**を山口県収入証紙により納入すること。

（4） 分割により地位を承継した場合の必要な届出書類

- ア 登録電気工事業者承継届出書 …………… 様式第15号（78ページ）
当該承継が法第9条第2項各号に該当する場合…様式第16号（79ページ）

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ページ
電気工事業承継証明書	様式第20号	83
誓約書（法人用）	様式第3号	67
法人登記簿謄本		
登録電気工事業者登録証（注1）		
登録事項等変更届出書（注2）	様式第22号	85

（注1） 分割前に交付されていた登録電気工事業者登録証

（注2） **6の登録事項等変更**の場合の届出手続に記載されている変更届出が必要な場合の区分に従った添付書類を含む。

なお、**所定額の手数料**を山口県収入証紙により納入すること。

（5） 組織変更をして法人に変わった場合の必要な届出書類

自然人（個人）から法人へ組織変更をした場合の手続は、上記（1）の譲受けにより地位を承継した場合と同様の手続を行ってください。

（6） 届出の期限

承継のあった日又は相続の開始を知った日から30日以内

（7） 提出先 山口県産業政策課

5 登録証の再交付申請手続（法第12条）

電気工事業者として登録された場合は、それを証明するものとして登録電気工事業者登録証が交付されます。この登録証を紛失した場合等は再交付を受けることが必要となります。

（1）再交付を申請できる場合

- ア 登録証を汚し、又は破損して登録証の記載事項が不鮮明となったとき
- イ 登録証を失ったとき

（2）必要な申請書類

- ア 登録証再交付申請書 …………… 様式第21号（84ページ）
所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。
- イ 添付書類
登録電気工事業者登録証（上記（1）アの場合に添付すること。）

（3）提出先 山口県産業政策課

（4）その他

登録証を失って再交付を受けた者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく返納してください。

6 登録事項等の変更届出手続（法第10条）

登録電気工事業者は、登録申請時の届出事項に変更を生じたときは、その旨を登録した都道府県知事（場合によっては、産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

なお、次に主な変更届出事項や添付書類等を掲げていますが、変更の内容が相互にふくそうする場合や事例にない変更事項も想定されますので、詳細は、山口県産業政策課へお問い合わせください。

（1） 変更等があった場合に必要な届出書類

ア 登録事項等変更届出書 …………… 様式第22号（85ページ）

イ 添付書類

次表の変更届出が必要な場合の区分ごとに掲げる添付書類

（2） 届出の期限

変更があった日から、30日以内

（3） 提出先 山口県産業政策課

変更届出が必要な場合	個人	法人
ア 氏名又は名称の変更	A 氏名の変更の場合 (所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	a 名称変更の場合 (所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 法人登記簿謄本
イ 住所の変更	A (個人・法人共通) 市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、登録電気工事業者登録証に記載された住所については、更新・変更等の手続きの際に書換えを行います。(手数料は不要です。)	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	b A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 住居表示変更証明書又は 法人登記簿謄本
	C A又はB以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所地の変更の場合(所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	c A又はb以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所地の変更の場合(所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 法人登記簿謄本
ウ 営業所の名称の変更	A 通称名称の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類は不要です。 (注) 通称名称の例 ○○電工 △△電設	a 登録電気工事業者登録証に記載されている名称(営業所である場合)を変更する場合 (所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 法人登記簿謄本
		b 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所の名称を変更する場合(手数料は不要です。) 添付書類：法人登記簿謄本
エ 営業所の所在地の変更	① 登録電気工事業者登録証に記載されている営業所の所在地の変更の場合	
	A (個人・法人共通) 市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、登録電気工事業者登録証に記載された住所については、更新・変更等の手続きの際に書換えを行います。(手数料は不要です。)	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	b A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 住居表示変更証明書又は 法人登記簿謄本
	C A又はB以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合(所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 営業所位置図	c A又はb以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合(所定額の手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 法人登記簿謄本 営業所位置図
	② 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所の所在地の変更の場合(手数料は不要です。)	
A 添付書類：営業所位置図	a 添付書類：営業所位置図 法人登記簿謄本	

変更届出が必要な場合	個人	法人
オ 営業所の新增設を行う場合	個人・法人共通（手数料は不要です。） 添付書類：I—1—（2）—イ（9・10ページ）の添付書類 （ただし、誓約書（個人用又は法人用）は不要です。）	
カ 営業所の廃止を行う場合 （二か所以上の営業所のうち一か所以上の営業所を廃止する場合）	A 登録電気工事業者登録証に記載されている営業所を廃止する場合 （所定額の手数料が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証	a 登録電気工事業者登録証に記載されている営業所を廃止する場合 （所定額の手数料が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証 法人登記簿謄本
	B 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所を廃止する場合 （手数料は不要です。） 添付書類は不要です。	b 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所を廃止する場合 （手数料は不要です。） 添付書類：法人登記簿謄本
キ 登録電気工事業者のままで電気工事の種類を変更する場合（「一般用電気工作物」を「自家用電気工作物」に、「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」を「自家用電気工作物」に変更する場合は、通知業者の手続きによってください。）	個人・法人共通 A 「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」に変更する場合（所定額の手数料が必要です。） （主任電気工事士が第2種電気工事士免状所持者の場合は、従業員等に第1種電気工事士免状所持者が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証、備付器具調書 従業員等の雇用証明書及びその者の第1種電気工事士免状の写し （主任電気工事士が第2種電気工事士免状所持者の場合） B 「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」を「一般用電気工作物」に変更する場合（所定額の手数料が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証	
ク 主任電気工事士等を変更する場合	個人・法人共通（手数料は不要です。） 添付書類：I—1—（2）—イのうち主任電気工事士等に係る添付書類 （9・10ページ）	
ケ 主任電気工事士等の免状の種類を変更する場合 （免状の種類を第二種電気工事士免状から第一種電気工事士免状に変更する場合をいう。）	個人・法人共通（手数料は不要です。） 添付書類：第一種電気工事士免状の写し	
コ 法人の役員を変更する場合		a 法人の役員(代表者の変更を含む。)を変更する場合 （手数料は不要です。） 添付書類：法人登記簿謄本 誓約書（法人用）

7 電気工事業の廃止届出手続（法第11条）

将来再開の予定がなく、電気工事業の全部を廃止した場合は、電気工事業の廃止の届出を行なう必要があります。

なお、通知電気工事業者、みなし通知電気工事業者あるいはみなし登録電気工事業者として、引き続き電気工事業を実施される場合は、それぞれの手続を行なってください。この場合においても、登録電気工事業の廃止の届出手続は必要となります。

(1) 必要な届出書類（手数料は不要です。）

- ア 電気工事業廃止届出書 …………… 様式第23号（86ページ）
- イ 登録電気工事業者登録証（返納すること。）

(2) 届出の期限 廃止の日から30日以内

(3) 提出先 山口県産業政策課

II 通知電気工事業者が行わなければならない諸手続

1 自家用電気工事のみに係る電気工事の開始通知手続（法第17条の2）

自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、あらかじめ、「電気工事業者」として、都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、その旨を通知しなければ営業することができません。

(1) 通知書の提出先 I-1-1 (1) (9 ページ)に同じ

(2) 通知に必要な書類（手数料は不要です。）

（提出書類）

ア 電気工事業開始通知書 …………… 様式第24号（87 ページ）

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
誓約書（個人用）（注1）	様式第2号	66
誓約書（法人用）（注1）	様式第3号	67
法人登記簿謄本（通知者が法人である場合に必要）		
営業所位置図（注2）	様式第10号	73
備付器具調書（注3）	様式第12号	74

（注1）通知者自身が法第6条第1項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。

（注2）目印となるものをはっきり書くこと。地図等の貼付も可。

（注3）備付の必要な器具に関する事項を記入すること。

(3) 通知の期間

電気工事業を開始しようとする日の**10日前**

2 通知事項の変更通知手続（法第17条の2）

通知電気工事業者は、開始通知時の通知事項に変更を生じたときは、その旨を通知した都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、通知しなければなりません。

なお、次に代表的な事例を掲げていますが、変更の内容が相互にふくそうする場合や事例にない変更事項も想定されますので、詳細は、山口県産業政策課へお問い合わせください。

（1） 変更等があった場合に必要な通知書類（手数料は不要です。）

ア 通知事項変更通知書 …………… 様式第25号（88ページ）

イ 添付書類

次表の変更通知が必要な場合の区分ごとに掲げる添付書類

（2） 通知の期限

変更があった日から、**30日以内**

（3） 提出先 山口県産業政策課

変更通知が必要な場合	個人	法人
ア 氏名又は名称の変更	A 氏名の変更の場合 添付書類：通知電気工事業者として行う電気工事業の通知受理書（以下この項において「通知受理書」という。）	a 名称変更の場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本
イ 住所の変更	A （個人・法人共通）市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、通知受理書に記載された住所については、変更手続きの際に書換えを行います。	
	B 通知受理書に記載されている住所地の変更の場合 （住居表示の変更の場合を含む。） 添付書類：通知受理書	b 通知受理書に記載されている住所地の変更の場合 （住居表示の変更の場合を含む。） 添付書類：通知受理書 住居表示変更証明書又は法人登記簿謄本
ウ 営業所の名称の変更	A 通称名称の変更の場合 添付書類は不要です。 （注）通称名称の例 ○○電工 △△電設	a 通知受理書に記載されている名称（営業所である場合）を変更する場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本
		b 通知受理書に記載されていない営業所の名称を変更する場合 添付書類：法人登記簿謄本
エ 営業所の所在地の変更	① 通知受理書に記載されている営業所の所在地の変更の場合	
	A （個人・法人共通）市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、通知受理書に記載された住所については、変更等の手続きの際に書換えを行います。	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：通知受理書	b A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：通知受理書 住居表示変更証明書又は法人登記簿謄本
	C A又はB以外で、通知受理書に記載されている住所（営業所である場合の所在地）の変更の場合 添付書類：通知受理書 営業所位置図	c A又はb以外で、通知受理書に記載されている住所（営業所である場合の所在地）の変更の場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本 営業所位置図
	② 通知受理書に記載されていない営業所の所在地の変更の場合	
	A 添付書類：営業所位置図	a 添付書類：営業所位置図 法人登記簿謄本

変更通知が必要な場合	個人	法人
オ 営業所の新增設を行う場合	個人・法人共通 添付書類：Ⅱ－１－（２）－イ（２３ページ）の添付書類 （ただし、誓約書（個人用又は法人用）、通知者が個人である場合の住民票は不要です。）	
カ 営業所の廃止を行う場合 （二か所以上の営業所のうち一か所以上の営業所を廃止する場合）	A 通知受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：通知受理書	a 通知受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本
	B 通知受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類は不要です。	b 通知受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：法人登記簿謄本
キ 法人の役員を変更する場合	a 法人の役員(代表者の変更を含む。)を変更する場合 添付書類：法人登記簿謄本 誓約書（法人用）	

3 通知電気工事業者として行う電気工事業の通知受理書の再交付申請手続

通知電気工事業者として受理された場合は、それを証明するものとして「通知電気工事業者として行う電気工事業の通知受理書」（以下この項において、「通知受理書」という。）が交付されます。

この通知受理書を紛失した場合等は再交付を受けることが必要となります。

(1) 再交付を申請できる場合

- ア 通知受理書を汚し、又は破損して通知受理書の記載事項が不鮮明となったとき
- イ 通知受理書を失ったとき

(2) 必要な申請書類（手数料は不要です。）

- ア 通知受理書再交付申請書 …………… 様式第26号（89ページ）
- イ 添付書類
通知受理書（上記（1）アの場合に添付すること。）

(3) 提出先 山口県産業政策課

(4) 通知受理書を失って再交付を受けた者は、失った通知受理書を発見したときは遅滞なく返納してください。

4 通知電気工事業の廃止通知手続（法第17条の2）

将来再開の予定がなく、電気工事業の全部を廃止した場合は、電気工事業の廃止の通知を行う必要があります。

なお、登録電気工事業者、みなし通知電気工事業者あるいはみなし登録電気工事業者として、引き続き電気工事業を実施される場合は、それぞれの手続を行ってください。
この場合においても、通知電気工事業の廃止の通知手続は必要となります。

(1) 必要な通知書類（手数料は不要です。）

- ア 電気工事業廃止通知書 …………… 様式第27号（90ページ）
- イ 通知電気工事業者として行う電気工事業の通知受理書（返納すること。）

(2) 届出の期限 廃止の日から**30日以内**

(3) 提出先 山口県産業政策課

Ⅲ みなし登録電気工事業者（建設業者）が行わなければならない諸手続

1 みなし登録電気工事業者（建設業者）が電気工事業を行う場合の届出手続

（法第34条）

建設業法第3条第1項の許可を受け、電気工事業を開始したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

なお、建設業法第3条第1項の許可の有効期間が5年であることから、引き続き、建設業法第3条第1項の許可を受け電気工事業を営む場合は、「5年の更新」の届出を5年ごとに行ってください。

〔注意〕 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けただけで、電気工事業を開始し、法第34条第4項の届出をしていない業者は違反になりますから、電気工事業開始届出書を早急に提出しなければなりません。

（1）届出書の提出先

I-1-(1)（9 ページ）に同じ

（2）届出に必要な書類（手数料は不要です。）

（提出書類）

ア 電気工事業開始届出書 …………… 様式第28号（91 ページ）

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
「建設業の許可について（通知）」の写し（注1）		
誓約書（主任電気工事士に関するもの）（注2）	様式第4号	68
主任電気工事士の雇用証明書（注3）	様式第5号	69
主任電気工事士等実務経験証明書（注4） （みなし登録届出者の従業員等である場合）	様式第6号	70
主任電気工事士等実務経験証明書（注4） （他の電気工事業者の従業員等であった場合）	様式第7号	71
主任電気工事士等の電気工事士免状の写し（注5）	様式第8号	72
営業所位置図（注6）	様式第10号	73
備付器具調書（注7）	様式第12号	74
法人登記簿謄本（届出者が法人である場合に必要）		

(注1) 土木(建築)事務所から交付される「建設業の許可について(通知)」の写しを添付すること。

(注2) 雇用した主任電気工事士が法第6条第1項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。届出者自身が電気工事士であって主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

なお、法人の場合はいかなる場合も必要。

(注3) 届出者自身が電気工事士であって、主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

(注4) 主任電気工事士等となる者が、第二種電気工事士である場合は、第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物に係る電気工事に関し3年以上の実務に従事したことを証明すること。

なお、主任電気工事士等が第一種電気工事士である場合は、主任電気工事士等実務経験証明書は不要。

(注5) 電気工事士免状の写しを貼付のこと。

(注6) 目印となるものをはっきり書くこと。地図等貼付も可。

(注7) 電気工事の種類に応じて、備付の必要な器具に関する事項を記入すること。

(3) 届出の期限

電気工事業を開始したとき、**遅滞なく**

2 みなし登録電気工事業者（建設業者）の届出事項の変更届出手続（法第34条）

みなし登録電気工事業者は、電気工事開始通知時の届出事項に変更が生じたときは、その旨を届け出た都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

また、建設業法第3条第1項の許可を取得し、5年の有効期間を経過後、建設業法第3条第3項の更新を受け、引き続き電気工事業を営む場合は「5年の更新」を行う必要があります。更新手続は、**届出事項の変更届出手続**により「許可を受けた年月日」及び「許可番号」の変更として行います。

なお、次に主な変更届出事項や添付書類等を掲げていますが、変更の内容が相互にふくそ
うする場合や事例にない変更事項も想定されますので、詳細は、山口県産業政策課へお問い
合わせください。

（1） 変更等があった場合に必要な届出書類（手数料は不要です。）

ア 電気工事業に係る変更届出書 …………… 様式第29号（92ページ）

イ 添付書類

次表の変更届出が必要な場合の区分ごとに掲げる添付書類

（2） 届出の期限

変更があったとき、**遅滞なく**

（3） 提出先 山口県産業政策課

変更届出が必要な場合	個人	法人
ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号の変更	(個人・法人共通) 建設業の許可期間は5年ですから、5年ごとに変更届出が必要となります。 添付書類：「建設業の許可について」(通知)の写し 建設業者として行う電気工事業の届出受理書 (以下この項において、「届出受理書」という。)	
イ 氏名又は名称の変更	A 氏名の変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	a 名称変更の場合 添付書類：届出受理書、法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
ウ 住所の変更	A (個人・法人共通) <u>市町村合併に伴う</u> 住居表示の変更の場合 <u>手続きは不要です。</u> なお、届出受理書に記載された住所については、変更等の手続きの際に書換えを行います。	b A以外で、届出受理書に記載されている住所地の変更の場合 (住居表示の変更の場合を含む。) 添付書類：届出受理書 法人登記簿謄本又は住居表示変更証明書 建設業許可変更届出書の写し
	B A以外で、届出受理書に記載されている住所地の変更の場合 (住居表示の変更の場合を含む。) 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	
エ 営業所の名称の変更	A 通称名称の変更の場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し (注) 通称名称の例 ○○電工 △△電設	a 届出受理書に記載されている名称(営業所である場合)を変更する場合 添付書類：届出受理書 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
		b 届出受理書に記載されていない営業所の名称を変更する場合 添付書類：法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
オ 営業所の所在地の変更	① 届出受理書に記載されている営業所の所在地の変更の場合	
	A (個人・法人共通) <u>市町村合併に伴う</u> 住居表示の変更の場合 <u>手続きは不要です。</u> なお、届出受理書に記載された住所については、変更等の手続きの際に書換えを行います。	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	b A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：届出受理書 住居表示変更証明書又は法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
	C A又はB以外で、届出受理書に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合 添付書類：届出受理書 営業所位置図 建設業許可変更届出書の写し	c A又はb以外で、届出受理書に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合 添付書類：届出受理書 法人登記簿謄本 営業所位置図 建設業許可変更届出書の写し
② 通知受理書に記載されていない営業所の所在地の変更の場合		
A 添付書類：営業所位置図 建設業許可変更届出書の写し	a 添付書類：営業所位置図 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し	

変更届出が必要な場合	個人	法人
カ 営業所の新增設を行う場合	個人・法人共通 添付書類：Ⅲ－１－（２）－イ(28ページ)の添付書類 建設業許可変更届出書の写し (ただし、「建設業の許可について(通知)」の写しは不要です。)	
キ 営業所の廃止を行う場合 (二か所以上の営業所のうち一か所以上の営業所を廃止する場合)	A 届出受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	a 届出受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：届出受理書 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
	B 届出受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し	b 届出受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
ク みなし登録電気工事業者のままで電気工事の種類を変更する場合(「一般用電気工作物」を「自家用電気工作物」に、「自家用電気工作物」を「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」に変更する場合は、みなし通知業者の手続によってください。)	個人・法人共通 A 「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」に変更する場合 (主任電気工事士が第2種電気工事士免状所持者の場合は、従業員等に第1種電気工事士免状所持者が必要です。) 添付書類：届出受理書、備付器具調書 従業員等の雇用証明書及びその者の第1種電気工事士免状の写し (主任電気工事士が第2種電気工事士免状所持者の場合) B 「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」を「一般用電気工作物」に変更する場合 添付書類：届出受理書	
ケ 主任電気工事士等を変更する場合	個人・法人共通 添付書類：Ⅲ－１－（２）－イ(28ページ)のうち主任電気工事士等に係る添付書類	
コ 主任電気工事士等の免状の種類を変更する場合 (免状の種類を第二種電気工事士免状から第一種電気工事士免状に変更する場合をいう。)	個人・法人共通 添付書類：第一種電気工事士免状の写し	
サ 法人の代表者を変更する場合	a 法人の代表者を変更する場合 添付書類：法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し	

3 建設業者として行う電気工事業の届出受理書の再交付申請手続

みなし登録電気工事業者として届出された場合は、それを証明するものとして「建設業者として行う電気工事業の届出受理書」（以下この項において、「届出受理書」という。）が交付されます。この届出受理書を紛失した場合等は再交付を受けることが必要となります。

(1) 再交付を申請できる場合

- ア 届出受理書を汚し、または破損して届出受理書の記載事項が不鮮明となったとき
- イ 届出受理書を失ったとき

(2) 必要な申請書類（手数料は不要です。）

- ア 届出受理書再交付申請書 …………… 様式第30号（93ページ）
- イ 添付書類
届出受理書（上記（1）アの場合に添付すること。）

(3) 提出先 山口県産業政策課

(4) その他

届出受理書を失って再交付を受けた者は、失った届出受理書を発見したときは遅滞なく返納してください。

4 みなし登録電気工事業の廃止届出手続（法第34条）

将来再開の予定がなく、電気工事業の全部を廃止した場合は、電気工事業の廃止の届出を行う必要があります。

なお、登録電気工事業者、通知電気工事業者あるいはみなし通知電気工事業者として、引き続き電気工事業を実施される場合は、それぞれの手続を行ってください。

この場合においても、みなし登録電気工事業の廃止の届出手続は必要となります。

(1) 必要な届出書類（手数料は不要です。）

ア 電気工事業廃止届出書 …………… 様式第31号（94ページ）

イ 建設業者として行う電気工事業の届出受理書（返納すること。）

(2) 届出の期限 廃止したとき、**遅滞なく**

(3) 提出先 山口県産業政策課

IV みなし通知電気工事業者（建設業者）が行わなければならない諸手続

1 みなし通知電気工事業者（建設業者）が行う自家用電気工事のみに係る電気工事の開始通知手続（法第34条）

建設業法第3条第1項の許可を受け、自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を開始したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事（場合によっては経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

なお、建設業法第3条第1項の許可の有効期間が5年であることから、引き続き、建設業法第3条第1項の許可を受け電気工事業を営む場合は、「5年の更新」の通知を5年ごとに行ってください。

〔注意〕 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けただけで電気工事業を開始し、法第34条第5項の通知をしていない業者は違反になりますから、電気工事業開始通知書を早急に提出しなければなりません。

(1) 通知書の提出先 I-1-1 (1) (9 ページ) に同じ

(2) 通知に必要な書類（手数料は不要です。）

（提出書類）

ア 電気工事業開始通知書 …………… 様式第32号（95 ページ）

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペ ー ジ
「建設業の許可について（通知）」の写し（注1）		
法人登記簿謄本（通知者自身が法人である場合に必要）		
営業所位置図（注2）	様式第10号	73
備付器具調書（注3）	様式第12号	74

（注1） 土木（建築）事務所から交付される「建設業の許可について（通知）」の写しを添付すること。

（注2） 目印となるものをはっきり書くこと。地図等の貼付も可。

（注3） 備付の必要な器具に関する事項を記入すること。

(3) 通知の期限

電気工事業を開始したとき、遅滞なく

2 みなし通知電気工事業者（建設業者）の通知事項の変更通知手続（法第34条）

みなし通知電気工事業者は、開始通知時の通知事項に変更を生じたときは、その旨を通知した都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、通知しなければなりません。

なお、次に代表的な事例を掲げていますが、変更の内容が相互にふくそうする場合や事例にない変更事項も想定されますので、詳細は、山口県産業政策課へお問い合わせください。

- (1) 変更等があった場合に必要書類（手数料は不要です。）
 - ア 電気工事業に係る変更通知書 ……………様式第33号（96ページ）
 - イ 添付書類
次表の変更通知が必要な場合の区分ごとに掲げる添付書類

- (2) 通知の期限
変更があったとき、**遅滞なく**

- (3) 提出先 山口県産業政策課

変更通知が必要な場合	個人	法人
ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号の変更	個人・法人共通 建設業の許可期間は5年ですから、5年ごとにこの変更通知手続が必要となります。 添付書類：「建設業の許可について（通知）」の写し、建設業として行う電気工事業の通知受理書（以下この項において、「通知受理書」という。）	
イ 氏名又は名称の変更	A 氏名の変更の場合 添付書類：通知受理書 建設業許可変更届出書の写し	a 名称変更の場合 添付書類：通知受理書、 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
ウ 住所の変更	A （個人・法人共通）市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、通知受理書に記載された住所については、変更手続きの際に書換えを行います。	
	B 通知受理書に記載されている住所の変更の場合 （住居表示の変更の場合を含む。） 添付書類：通知受理書 建設業許可変更届出書の写し	b 通知受理書に記載されている住所の変更の場合 （住居表示の変更の場合を含む。） 添付書類：通知受理書 住居表示変更証明書又は 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
エ 営業所の名称の変更	A 通称名称の変更の場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し (注) 通称名称の例 ○○電工 △△電設	
		a 通知受理書に記載されている名称（営業所である場合）を変更する場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し b 通知受理書に記載されていない営業所の名称を変更する場合 添付書類：法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
オ 営業所の所在地の変更	① 通知受理書に記載されている営業所の所在地の変更の場合	
	A （個人・法人共通）市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、通知受理書に記載された住所については、変更等の手続きの際に書換えを行います。	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：通知受理書 建設業許可変更届出書の写し	b A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：通知受理書 住居表示変更証明書又は 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
	C A又はB以外で、通知受理書に記載されている住所（営業所である場合の所在地）の変更の場合 添付書類：通知受理書 営業所位置図 建設業許可変更届出書の写し	c A又はb以外で、通知受理書に記載されている住所（営業所である場合の所在地）の変更の場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本 営業所位置図 建設業許可変更届出書の写し
② 通知受理書に記載されていない営業所の所在地の変更の場合		
A 添付書類：営業所位置図 建設業許可変更届出書の写し	a 添付書類：営業所位置図 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し	

変更通知が必要な場合	個人	法人
カ 営業所の新增設を行う場合	個人・法人共通 添付書類：Ⅳ－１－（２）－イ（３５ページ）の添付書類 建設業許可変更届出書の写し （ただし、「建設業の許可について（通知）」の写しは不要です。）	
キ 営業所の廃止を行う場合 （二か所以上の営業所のうち一か所以上の営業所を廃止する場合）	A 通知受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：通知受理書 建設業許可変更届出書の写し	a 通知受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：通知受理書 法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
	B 通知受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し	b 通知受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し
ク 法人の代表者を変更する場合	a 法人の代表者を変更する場合 添付書類：法人登記簿謄本 建設業許可変更届出書の写し	

3 建設業者として行う電気工事業の通知受理書の再交付申請手続

みなし通知電気工事業者として受理された場合は、それを証明するものとして「建設業者として行う電気工事業の通知受理書」（以下この項において、「通知受理書」という。）が交付されます。

この通知受理書を紛失した場合等は再交付を受けることが必要となります。

(1) 再交付を申請できる場合

- ア 通知受理書を汚し、又は破損して通知受理書の記載事項が不鮮明となったとき
- イ 通知受理書を失ったとき

(2) 必要な申請書類（手数料は不要です。）

- ア 通知受理書再交付申請書 …………… 様式第34号（97ページ）
- イ 添付書類
通知受理書（上記（1）アの場合に添付すること。）

(3) 提出先 山口県産業政策課

(4) その他

通知受理書を失って再交付を受けた者は、失った通知受理書を発見したときは遅滞なく返納してください。

4 みなし通知電気工事業の廃止通知手続（法第34条）

将来再開の予定がなく、電気工事業の全部を廃止した場合は、電気工事業の廃止の通知を行う必要があります。

なお、登録電気工事業者、通知電気工事業者あるいはみなし登録電気工事業者として、引き続き電気工事業を実施される場合は、それぞれの手続を行ってください。

この場合においても、みなし通知電気工事業の廃止の通知手続は必要となります。

(1) 必要な通知書類（手数料は不要です。）

ア 電気工事業廃止通知書 …………… 様式第35号（98ページ）

イ 建設業者として行う電気工事業の通知受理書（返納すること。）

(2) 通知の期限 廃止したとき、**遅滞なく**

(3) 提出先 山口県産業政策課

電氣工事士法關係

I 電気工事士等が従事できる電気工事の作業

(次ページ図参照)

1 第一種電気工事士が従事できる電気工事の作業

第一種電気工事士免状の交付を受けている者は、自家用電気工作物（用語説明（P 1）の自家用電気工作物に同じ。以下同じ。）に係る電気工事の作業及び一般用電気工作物（用語説明（P 1）の一般用電気工作物に同じ。以下同じ。）に係る電気工事の作業に従事することができます。

ただし、自家用電気工作物に係る電気工事のうち特殊なもの（ネオン工事、非常用予備発電装置工事）については、その作業には従事できません。

2 第二種電気工事士が従事できる電気工事の作業

第二種電気工事士免状の交付を受けている者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事することはできます。

3 特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）が従事できる電気工事の作業

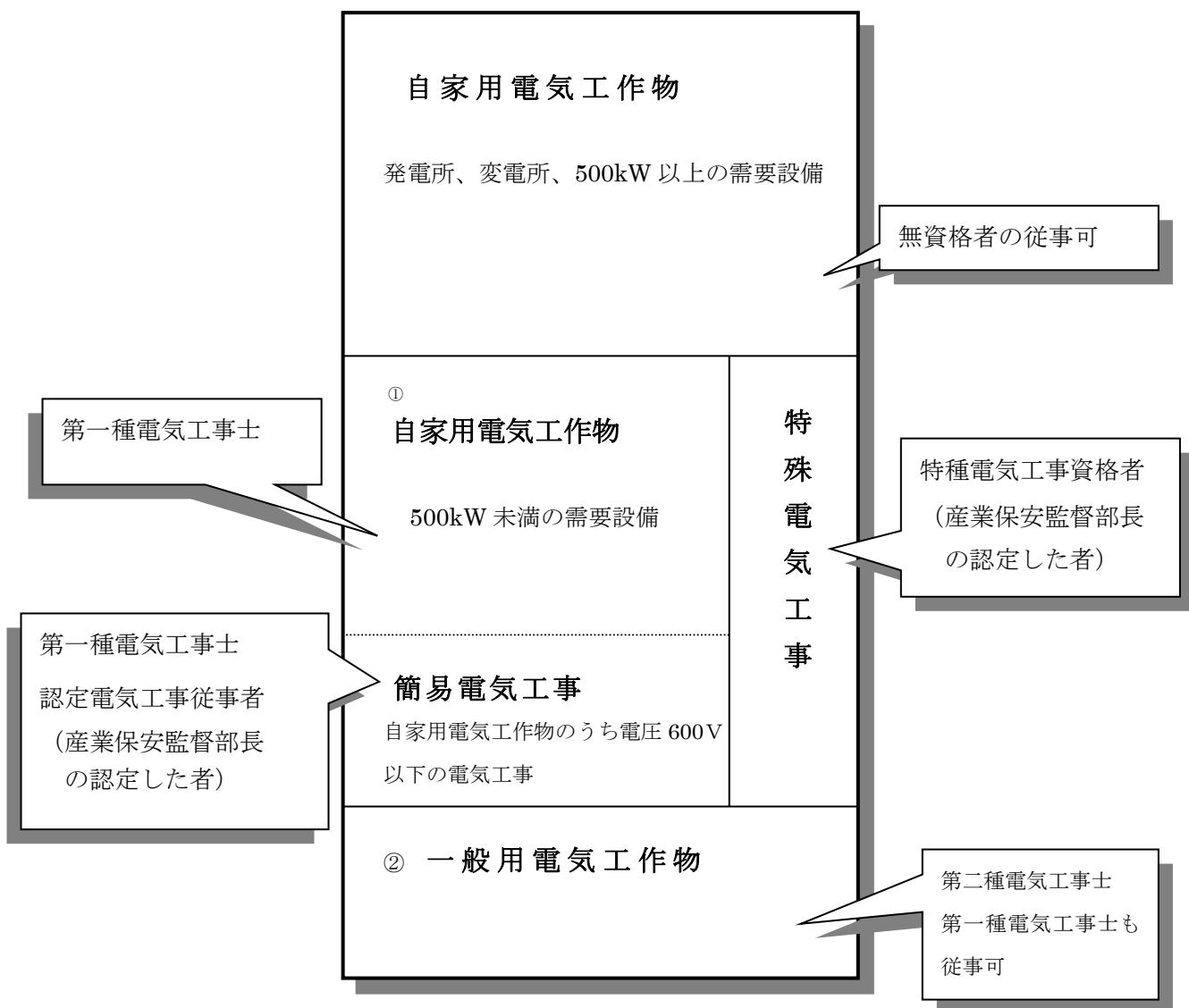
特種電気工事資格者は、自家用電気工作物に係る電気工事のうち次表の特種電気工事の種類に対応する電気工事の作業に従事することができます。

特種電気工事の種類	電 気 工 事
ネオン工事	ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事
非常用予備発電装置工事	非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備に係る電気工事

4 認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）が従事できる電気工事の作業

認定電気工事従事者は、自家用電気工作物に係る電気工事のうち電圧 600V以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く。）に従事することができます。

※ 資格により従事できる電気工事の種類について



(用語の定義)

- ① 自家用電気工作物 ----- 電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物から発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備を除いたものをいう。
- ② 一般用電気工作物 ----- 他の者から600V（受電電力の容量が50kW未満の場合は、7000V）以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一構内においてその受電した電気を使用するための電気工作物で、その受電のための電線路以外の電線路により、その構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。

II 第一種電気工事士免状の取得に係る諸手続

1 第一種電気工事士免状の交付を受けることができる者（電気工事士法第4条第3項）

第一種電気工事士免状の交付を受けることができる者は次のとおりです。

- (1) 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、^①経済産業省令で定める電気に関する工事に關し^②経済産業省令で定める実務の経験を有する者
- (2) ^③経済産業省令に定めるところにより、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

- ① 経済産業省令で定める電気に関する工事とは電気工事士法施行規則（以下「規則」という。）第2条の4第1項に定める次のものをいう。

電気に関する工事のうち、電気工事士法施行令（以下「令」という。）第1条に定める軽微な工事、規則第2条の2に定める特殊電気工事、電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外のものとする。

- ② 経済産業省令で定める実務の経験とは、規則第2条の4第2項に定めるものをいう。

法第4条第3項第1号の経済産業省令で定める実務の経験は、3年以上の従事とする。

- ③ 経済産業省令に定めるものとは、規則第2条の5に定める次のものをいう。

一 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和7年逓信省令第54号）により電気事業主任技術者の資格を有する者（以下単に「電気事業主任技術者」という。）であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に5年以上従事していたもの

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、^{*}経済産業大臣が定める資格を有するもの

（経済産業省告示第352号）

※経済産業省告示第352号

社団法人日本電気協会又は財団法人電気技術者試験センターが行った高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、当該試験に合格した後、規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事に関し3年以上の実務の経験を有していることとする。

第一種電気工事士免状交付申請をされる方へ

山口県産業労働部産業政策課

第一種電気工事士免状の交付を申請される方は、以下の内容をよくお読みになった上で、申請書等を作成し、交付申請を行ってください。

1 申請に必要な書類

- 第一種電気工事士試験に合格して申請する場合・・・52～53ページをご覧ください。
- 認定により申請する場合・・・54～55ページをご覧ください。

2 実務経験証明書の書き方

(1) 「実務経験の期間および内容」欄に記載すべき事柄

- 記載された職務に必要な免状等の名称および取得年月日
- 実務に従事した期間および立場
- 実務に携わった電気工作物の、一般用・自家用・電気事業用の別
- 実務に携わった電気工作物が自家用または電気事業用の場合は、その名称
- 実務に携わった電気工作物が自家用の場合は、その受電電圧および最大電力
- 実務の具体的内容および件数もしくは回数

(2) 職務内容の例文

＜第一種電気工事士試験に合格して申請する場合＞

A) 平成2年9月1日以後に500kW以上の自家用電気工作物の工事を行った場合

左記の期間、電気工事課係員として、電気主任技術者の指導・監督の下、500kW以上の自家用電気工作物の工事30件に従事。工事の一例として、
××ビル（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、キュービクルの取替え等受電設備の改修工事
〇〇デパート（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、低圧幹線の改修および照明器具等の設置工事
△△ビル（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、負荷設備の設置および受電用ケーブルの布設工事

B) 平成2年8月31日以前に自家用電気工作物の工事を行った場合

左記の期間、電気担当社員として、電気主任技術者の指導・監督の下、自家用電気工作物の工事に従事。工事の一例として、
△△化学(株)本社工場において、柱上変圧器等の新設、取替工事を10回
場内照明器具等の増設、改修工事を40回等

C) 第二種電気工事士免状または電気工事士免状を取得後、一般用電気工作物の工事を行った場合

平成*年*月*日、第二種電気工事士免状取得。

左記の期間、作業員として一般用電気工作物の工事に従事。工事内容は、一般住宅および小規模ビルにおける低圧屋内配線の新設および改修工事、照明器具・コンセント等の取付け工事等。件数は約***件。

D) 認定電気工事従事者資格を取得後、自家用電気工作物の低圧部分のみの工事を行った場合

平成*年*月*日、認定電気工事従事者認定証取得。

左記の期間、自家用電気工作物構内の低圧（600V以下）部分の工事に従事。工事内容は、低圧配線の改修・増設工事、低圧電動機への配線・接地線の取付工事等。件数は約***件。

E) 電気事業用電気工作物（50,000V以上の架空電線路を除く。）の工事を行った場合

左記の期間、50,000V以上の架空電線路以外の電気事業用電気工作物の工事に、(株)**電力の電気主任技術者の指導・監督の下に従事。工事内容は、

(株)**電力△▽変電所において、高圧・低圧配電線の取替、改修工事

(株)**電力+-発電所において、新設に伴う構内配線工事全般等

<認定により申請する場合>

F) 電気主任技術者免状を取得後、自家用電気工作物の維持・運用を行った場合

平成*年*月*日、第三種電気主任技術者免状取得。

左記の期間、自社凸凹工場（受電電圧*kV、最大電力2000kW）電気主任技術者（保全課長）の指導の下、保安規程に基づき電気設備の維持・運用に関する保安の監督に従事した。また、設備の改修工事にあたっては、施工監督・指導等も行った。

G) 電気主任技術者免状を取得後、自家用電気工作物（ただし、平成2年9月1日以後は500kw以上の自家用電気工作物に限る。）の工事を行った場合

昭和*年*月*日、第三種電気事業主任技術者資格検定合格。

左記の期間、委託契約に基づき、@@ビル（受電電圧*kV、最大電力800kW）電気主任技術者として、保安規程に基づき電気設備の工事、維持・運用に関する保安の監督を行うとともに、自ら老朽化した受電設備の改修・取替等を行った。

H) 高圧電気工事技術者試験に合格後、電気工作物の工事を行った場合

昭和*年*月*日、高圧電気工事技術者試験合格。

左記の期間、電気主任技術者の指導・監督の下、自家用電気工作物□□ビル（受電電圧*kV、最大電力*kW）において屋内配線工事、照明設備の改修・増設工事等に約20回従事した。

また、この間一般用電気工作物の新設、改修工事約30件にも従事した。

注) 各工事について1つのケースでは5年に達しない場合であっても、複数のケースの通算が重複せずに5年以上あれば、免状交付が可能です。

3 申請にあたっての注意点

- 申請書等作成にあたっては、この文書をよく読み、誤った記載のないように注意してください。
- この文書等に挙がっている例文等をそのまま書き写すことのないようにしてください。単に記載例を書き写しただけと認められる場合、不正に交付申請を行ったとみなすことがあります。
- 実務経験証明書には、2の(1)『「実務経験の期間および内容」欄に記載すべき事柄』に挙げられた内容を記入してください。これらの項目に記入不足がある等、書類に不備のある場合には、証明書の再提出もしくは電話による確認をお願いすることがあります。
- この文書に挙げた実務経験は一例であり、全ての場合を網羅するものではありません。
- 申請にあたって不明な点がある場合は、下記問い合わせ先にお尋ねください。

4 申請書提出先・問い合わせ先

〒753-0074 山口県山口市中央2丁目4-5 山口中企ビル3階 山口県電気工事工業組合 TEL : 083-921-0885

5 書式への記入例

書式への記入例は、次頁から掲載しています。

実務経験証明書

ふりがな		生 年	
氏 名	無資格者の場合	月 日	年 月 日
現住所	〒 (TEL)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	(TEL)	
	所在地	〒	
実務経験の期間及び内容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容	
工務部 電気工事課 係員	8年4月1日 ～ 15年8月31日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 産業株式会社入社。 左記の期間、電気工事課係員として、電気主任技術者の指導・監督の下、500kW以上の自家用電気工作物の工事30件に従事。工事の一例として ××ビル（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、キュービクルの取替え等受電設備の改修工事 ○○デパート（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、低圧幹線の改修および照明器具等の設置工事 △△ビル（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、負荷設備の設置および受電用ケーブルの布設工事	
通算期間	7年 5月		
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 平成15年 9月 1日			
所 在 地 **県&&市%%町1-1-1 ※1 法人名 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 産業株式会社 （通産大臣届出第*****号） ※2 代表者氏名 代表取締役社長 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 太郎 代表印			

電気工事業者等は、登録または届出番号を記入してください。建設業許可の番号ではありません。

委任状が添付されている場合を除き、原則として代表取締役または代表者の署名・捺印が必要です。

※1 法人以外の場合にあつては、事業所名を記入すること。

※2 法人の場合は、法人の代表者（代表取締役等）の証明をとること。

なお、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており、山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、被委任者（支店長、工場長等）の証明によることができます。

法人以外の場合にあつては、任命権者等の氏名を記入すること。

※ 3 登録電気工事業者等は登録等番号を記入すること。

実務経験証明書

ふりがな		生 年	
氏 名	第二種電気工事士の場合	月 日	年 月 日
現住所	〒 (TEL)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	(TEL)	
	所在地	〒	
実務経験の期間及び内容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容	
資格や期間により、自家用・一般用など分かれているときは、区別して記入してください。	6年5月1日 ～ 6年9月30日	◇◇電設に採用。 左記の期間、作業員として、電気主任技術者の指導・監督の下、○×工場（受電電圧*kV、最大電力*kWの自家用電気工作物）の受電および負荷設備新設・改修工事に従事。 平成6年10月1日、第二種電気工事士免状取得。 左記の期間、作業員として一般用電気工作物の工事に従事。工事内容は、低圧屋内配線の新設および改修工事、照明器具・コンセント等の取付け工事等。件数は約***件。 また、引き続き電気主任技術者の指導・監督の下、500kW以上の自家用電気工作物の工事にも従事。工事の一例として、△▽ビル（受電電圧*kV、最大電力*kW）新築工事等。	
記入する職務を行うために必要な資格等の取得時期を明記してください。	6年10月1日 ～ 15年8月31日		
通算期間	9年 4月		
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 平成15年 9月 1日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 **県～～郡##町大字++2222番地の2</p> <p>※1 法人名 ◇◇電設 (**県知事登録第)</p> <p>※2 代表者氏名 代表者 ◇◇花子 印</p>			

電気工事業者等は、登録または届出番号を記入してください。建設業許可の番号ではありません。

代表者の委任状が添付されている場合を除き、原則として代表取締役または代表者の署名・捺印が必要です。

- ※1 法人以外の場合にあつては、事業所名を記入すること。
- ※2 法人の場合は、法人の代表者（代表取締役等）の証明をとること。
 なお、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており、山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、被委任者（支店長、工場長等）の証明によることができます。
 法人以外の場合にあつては、任命権者等の氏名を記入すること。
- ※3 登録電気工事業者等は登録等番号を記入すること。

実務経験証明書

ふりがな			生 年		
氏 名	電気主任技術者の場合		月 日	年 月 日	
現住所	〒		(TEL)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	(TEL)			
	所在地	〒			
実務経験の期間及び内容					
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容			
凸凹工場 保全課 設備係長	7年4月1日 ～ 12年3月31日	平成5年1月20日、第三種電気主任技術者免状取得。 左記の期間、自社凸凹工場(受電電圧*kV、最大電力2000kW)電気主任技術者(保全課長)の指導の下、保安規程に基づき電気設備の維持・運用に関する保安の監督に従事した。また、設備の改修工事にあたっては、施工監督・指導等も行った。			
本社 管理課 施設係長	12年4月1日 ～ 15年8月31日	平成12年4月1日、異動により本社施設係長となり、本社ビル(受電電圧*kV、最大電力450kW)電気主任技術者に就任。本社ビル電気主任技術者として、保安規程に基づき電気設備の維持・運用に関する保安の監督に従事した。			
通算期間	8年 5月	_____			
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 平成15年 9月 1日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 **県@@市\$\$町3-3-3</p> <p>※1 法人名 凸凹化学工業株式会社 (第 号)</p> <p>※2 代表者氏名 代表取締役社長 ○ □ 次郎 代表印</p>					

※1 法人以外の場合にあつては、事業所名を記入すること。

※2 法人の場合は、法人の代表者(代表取締役等)の証明をとること。

なお、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており、山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、被委任者(支店長、工場長等)の証明によることができます。

法人以外の場合にあつては、任命権者等の氏名を記入すること。

※3 登録電気工事業者等は登録等番号を記入すること。

実務経験証明書

ふりがな		生 年	
氏 名	証明者が2社にわたる場合	月 日	年 月 日
現住所	〒 (TEL)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	(TEL)	
	所在地		
証明者が2社にわたる場合には、職務内容を区別して記入し、2社目の証明者の署名・捺印は、次ページに記入してください。 証明者ごとに証明書を作成されても構いません。			
実務経験の期間及び内容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容	
□□産業(株) 工務部電気 工事課係員	62年4月1日 ～ 2年3月31日	昭和55年5月5日電気工事士免状取得。 左記の期間中、係員として、電気主任技術者の指導・監督の下、 500kW以上の自家用電気工作物の工事20件に従事。 工事の一例として ××工場（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、キュービクルの取替え等受電設備の改修工事 ○○ショッピングセンター（受電電圧*kV、最大電力*kW）において、低圧部分の改修および照明器具等の設置工事	
◇◇電設 作業員	6年4月1日 ～ 9年8月31日	左記の期間中、作業員として一般用電気工作物の工事に従事。 工事内容は、低圧屋内配線の新設および改修工事、照明器具・コンセント等の取付け工事等。件数は約***件。	
通算期間	6年 5月		
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 平成15年 9月 1日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 **県&&市%%町1-1-1</p> <p>※1 法人名 □□産業株式会社 (通産大臣届出第*****号)</p> <p>※2 代表者氏名 代表取締役社長 □□太郎 代表印</p>			

※1 法人以外の場合にあつては、事業所名を記入すること。

※2 法人の場合は、法人の代表者（代表取締役等）の証明をとること。

なお、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており、山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、被委任者（支店長、工場長等）の証明によることができます。

法人以外の場合にあつては、任命権者等の氏名を記入すること。

※3 登録電気工事業者等は登録等番号を記入すること。

電気関係の免状等（写）の貼付欄

第二種電気工事士（又は旧電気工事士）、認定電気工事従事者等左記実務に従事するために必要な免状（認定証）を貼付すること。



証明者が2社にわたる場合に、
2社目の証明はここに記入してください。

証明者が電気工事業者2名の場合は、1名はこの欄に記入すること。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

平成15年 9月 2日

所在地 **県～～郡++町大字##2222番地の2

※1 法人名 ◇◇電設 (**県知事登録第*****号)

※2 代表者氏名 代表者 ◇◇花子 印

2 第一種電気工事士免状の交付申請手続（試験合格者）

(1) 必要な申請書類

（提出書類）

ア 電気工事士免状交付申請書……………様式第37号（100ページ）

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類		様 式 番 号	ペ ー ジ
試験合格通知書			
実務経験証明書（注1）	A 及び B の 場 合	様式第38号	101・102
	C - a の 場 合	様式第39号	103
	C - b の 場 合	様式第40号	104
実務経験証明書の基礎となった免状等の写し（注2）			
写真1枚（注3）			
住民票等（注4）			

（注1） 実務経験証明書の証明区分は次により行うこと。

実務経験証明書がとれない場合は、登録簿の謄本（主任電気工事士であった者はこれが電気工事の実務経験の証明となる。）の写し又は法定帳簿等の写し等を添付すること。

実務経験の証明者が法人である場合は、法人の代表者（代表取締役）の証明をとること。

なお、実務経験の証明に関する権限について、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、被委任者の証明によることができる。

A 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する場合

B 次に掲げる者のうちいずれかが証明する場合

- a 財団法人電気工事技術講習センター、その他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者
- b 各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者
- c 二以上の電気工事業者等

C 申請者が、電気事業法施行規則（平成7年経済産業省令第77号）第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められているもの又は過去において認められていたものである場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する場合

- a 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者
- b 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者

(注2) 具体的には、第二種電気工事士免状（又は旧電気工事士免状）、認定電気工事従事者認定証等をいう。

(注3) 申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm×横3cmの大きさで上半身無帽のもの。裏面に氏名を記入すること。

(注4) 運転免許証（両面）の写し、マイナンバーカードの写し（表面）などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事

(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県電気工事工業組合)

3 第一種電気工事士免状の交付申請手続（認定による交付申請者）

(1) 必要な申請書類

（提出書類）

ア 電気工事士免状交付申請書……………様式第37号（100ページ）

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類		様 式 番 号	ペー ジ
認定申請書		様式第36号	99
実務経験証明書(注1)	A及びBの場合	様式第38号	101・102
	C-aの場合	様式第39号	103
	C-bの場合	様式第40号	104
電気主任技術者免状等の写し（注2）			
写真1枚（注3）			
住民票等（注4）			

（注1） 実務経験証明書の証明区分は次により行うこと。

実務経験証明書がとれない場合は、登録簿の謄本（主任電気工事士であった者はこれで電気工事の実務経験の証明となる。）の写し又は法定帳簿等の写し等を添付すること。

実務経験の証明者が法人である場合は、法人の代表者（代表取締役）の証明をとること。

なお、実務経験の証明に関する権限について、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、委任者の証明によることができる。

A 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する場合

- B 次に掲げる者のうちいずれかが証明する場合
- a 財団法人電気工事技術講習センター、その他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者
 - b 各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者
 - c 二以上の電気工事業者等
- C 申請者が、電気事業法施行規則（平成7年経済産業省令第77号）第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められているもの又は過去において認められていたものである場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する場合
- a 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者
 - b 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者

(注2) 認定の基礎となる免状等の写しを添付すること。

具体的には、Ⅱ-1-(2)-③(43ページ)により交付された免状等の写しをいう。

(注3) 申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm×横3cmの大きさで上半身無帽のもの。

裏面に氏名を記入すること。

(注4) 運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。
有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

認定した都道府県知事

(山口県知事が認定した場合は、山口県電気工事工業組合)

Ⅲ 第二種電気工事士免状の取得等に係る諸手続

1 第二種電気工事士免状の交付を受けることができる者（電気工事士法第4条第4項）

第二種電気工事士免状の交付を受けることができる者は、次のとおりです。

- (1) 第二種電気工事士試験に合格した者
- (2) 経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者
※経済産業省令……電気工事士法施行規則第3条
- (3) ①経済産業省令で定めるところにより、(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

① 経済産業省令で定めるものは、電気工事士法施行規則第4条で定める次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年経済産業省告示第329号）による検定に合格した者二 職業訓練法（昭和33年法律第133号）による職業訓練指導員免許（職種が電工であるものに限る。）を受けている者のうち、同法第22条第3項第1号に該当する者又は同項第3号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に1年以上従事していたもの三 旧電気工事人取締規則（昭和10年逓信省令第31号）による免許を受けた者であって、昭和25年1月1日以降屋内配線又は屋側配線の業務に10年以上従事していたもの四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であって、経済産業大臣が定める資格を有するもの |
|---|

2 第二種電気工事士免状の交付申請手続（試験合格者・養成施設修了者）

(1) 必要な申請書類

（提出書類）

ア 電気工事士免状交付申請書……………様式第37号（100ページ）

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類
試験合格通知書又は養成施設修了証書
写真1枚（注1）
返信用封筒（注2）
住民票等（注3）

（注1） 申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm×横3cmの大きさと上半身無帽のもの。裏面に氏名を記入すること。

（注2） 封筒に免状の返送先の郵便番号、住所、氏名を記入すること。

（注3） 運転免許証（両面）の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。
また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。
有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事

（住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県電気工事工業組合）

3 第二種電気工事士免状の交付申請手続（認定による交付申請者）

(1) 必要な申請書類

（提出書類）

ア 電気工事士免状交付申請書……………様式第37号（100ページ）

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ペー ジ
認定申請書	様式第36号	99
合格証等の写し（注1）		
写真1枚（注2）		
住民票等（注3）		

（注1） 認定の基礎となる合格証等の写しを添付すること。

具体的には、Ⅲ—1—(3)(56ページ)を証明する書類等をいう。

（注2） 申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm×横3cmの大きさで上半身無帽のもの。

裏面に氏名を記入すること。

（注3） 運転免許証（両面）の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

認定した都道府県知事

（山口県知事が認定した場合は、山口県電気工事工業組合）

IV 電気工事士が行わなければならないその他の手続

1 電気工事士免状の再交付申請手続

第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状（以下「電気工事士免状」という。）を汚したり、損じたり、又は、失ったりした場合には、電気工事士免状の再交付を受けることが必要となります。

(1) 必要な申請書類

（提出書類）

ア 電気工事士免状再交付申請書……………様式第42号（105 ページ）

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類
写真1枚（注）
電気工事士免状（免状を汚したり、損じた場合のみ添付すること。）

（注） 申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm×横3cmの大きさに上半身無帽のもの。裏面に氏名を記入すること。

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

（免状交付者が山口県知事の場合は、山口県電気工事工業組合）

(3) その他

免状を失って、その再交付を受けた者は、**失った免状を発見したときは**、遅滞なく免状の交付を受けた都道府県知事に提出してください。

2 電気工事士免状の書換え申請手続

養子縁組等で電気工事士免状に記載してある氏名に変更があった場合は、その氏名の書換え申請をすることができます。

なお、令和4年1月1日より旧姓使用が可能になりましたので、旧姓のまま電気工事士免状を使用する場合は、書換え申請が不要となります。

(1) 必要な申請書類

(提出書類)

ア 電気工事士免状書換え申請書……………様式第43号(106ページ)

所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

添 付 書 類
電気工事士免状
写真1枚(注1)
戸籍抄本等(注2)

(注1) 申請書提出前6月以内に撮影した写真2枚(縦4cm×横3cmの大きさで上半身無帽のもの。)が必要です。裏面に氏名を記入すること。

(注2) マイナンバーカード(表面)の写しなどの書換え理由を証明できる書類であること。

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

(免状交付者が山口県知事の場合は、山口県電気工事工業組合)

3 第一種電気工事士免状の返納手続

高齢、病気等の理由により、今後電気工事を行わない場合は、第一種電気工事士免状の返納をする必要があります。

なお、免状を返納されますと、再び免状の交付はできませんので留意してください。

(1) 必要な届出書類（手数料は不要です。）

（提出書類）

ア 第一種電気工事士免状返納届出書 …………… 様式第44号（107ページ）

イ 添付書類

第一種電気工事士免状

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

（免状交付者が山口県知事の場合は、山口県産業政策課）

(3) その他

免状を失って返納できない場合は、失った免状を発見したときは、遅滞なく免状の交付を受けた都道府県知事に提出してください。

V 特種電気工事資格者認定証取得等に係る諸手続

1 認定の基準

特種電気工事資格者認定証は、特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者のみに交付されます。

この特種電気工事資格者の認定基準については、特殊電気工事の種類に応じ、次のとおり規定されています。

特殊電気工事の種類	認 定 の 基 準
ネオン工事	1 電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が指定する者が行うネオン工事に関する講習の課程を修了した者 2 社団法人全日本ネオン協会からネオン工事技術者証の交付を受けている者
非常用予備発電装置	1 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、電気工作物に係る工事のうち非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が指定する者が次条に定めるところにより行う非常用予備発電装置工事に関する講習（以下「非常用予備発電装置工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者

2 申請手続

特種電気工事資格者認定申請書に、その他種々の証明書類を添付して申請してください。詳しくは、住所を管轄する産業保安監督部電力安全課へお問い合わせください。

3 申請書提出先

住所を管轄する産業保安監督部（中国5県の場合は、原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部電力安全課）

〒730-8531

広島市中区八丁堀6番30号

TEL 082-224-5742

VI 認定電気工事従事者認定証取得等に係る諸手続

1 認定の基準

認定電気工事従事者認定証は、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者のみに交付されます。

この認定電気工事従事者認定に係る認定基準については、次のとおりです。

- 一 第一種電気工事士試験に合格した者
- 二 第二種電気工事士であって、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事士法施行規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事に関し3年以上の実務の経験を有し、又は経済産業大臣が指定する者が行う簡易電気工事に関する講習（以下「認定電気工事従事者認定講習」という。）の課程を修了した者
- 三 電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気事業主任技術者であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関し3年以上の実務の経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習の課程を修了した者
- 四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者

2 申請手続

認定電気工事従事者認定申請書に、その他種々の証明書類を添付して申請してください。詳しくは、住所を管轄する産業保安監督部電力安全課へお問い合わせください。

3 申請書提出先

住所を管轄する産業保安監督部（中国5県の場合は、原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部電力安全課）

〒730-8531

広島市中区八丁堀6番30号

TEL 082-224-5742

樣 式

別添様式第1号(規則様式第1(第2条))

山口県収入証紙貼付欄 (消印を押さないこと。貼りきれない場合は、余白に貼ること。)
--

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

登録電気工事業者登録申請書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 山口県 第 号

2 法人にあっては、その役員の氏名

(備考)

- 1 ×印の項は、記入しないこと。
- 2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
- 4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

(記載注意)

- 1 住所欄は、個人の場合にあっては、住民票の住所を記載し、通称名を書かないこと。
法人の場合にあっては、法人登記簿謄本に記載されている所在地を記入すること。
- 2 氏名又は名称欄は、個人の場合にあっては、住民票に記載されている個人名を、法人の場合にあっては、法人登記簿謄本に記載されている名称を記入すること。

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備 考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3項第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 _____

名 称

代表者の氏名 _____

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備 考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

第3号 登録電気事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気事業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であって、その役員のうち前4号の一に該当する者があるもの

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 _____

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 県 第 号

（備考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

主任電気工事士等実務経験証明書

(1) 登録申請者本人
 下記1の電気工事士は、 (2) 登録申請者の役員 であり
 (3) 登録申請者の使用人

下記2のとおり電気工事に従事していることに相違ありません。

年 月 日

登録申請者 住 所
 氏名又は名称
 法人にあっては
 代表者の氏名

山口県知事 様

記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名	
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 才
	現 住 所	〒
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年 月 日
	免 状 交 付 番 号	県 第 号
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴		
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容
	年 月 日～ 年 月 日	

(記載注意)

- 1 この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
- 2 (1) 登録申請者本人 (2) 登録申請者の役員 (3) 登録申請者の使用人については、該当するものを○で囲むこと。
- 3 所属名は、○○営業所○○担当というごとく具体的に記入すること。
- 4 業務の内容は、○○用電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

年 月 日

証明者 住 所 _____
 氏名又は名称 _____
 法人にあっては _____
 代表者の氏名 _____
 (第 号)

山口県知事 様

記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名		
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日	才
	現 住 所	〒	
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年 月 日	
	免 状 交 付 番 号	県 第	号
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容	
	年 月 日 ~ 年 月 日		
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

- 1 登録電気工事業者等は、登録等番号を記入すること。
- 2 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というごとく具体的に記入すること。
- 3 業務の内容は、〇〇用電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

電気工事士免状の写

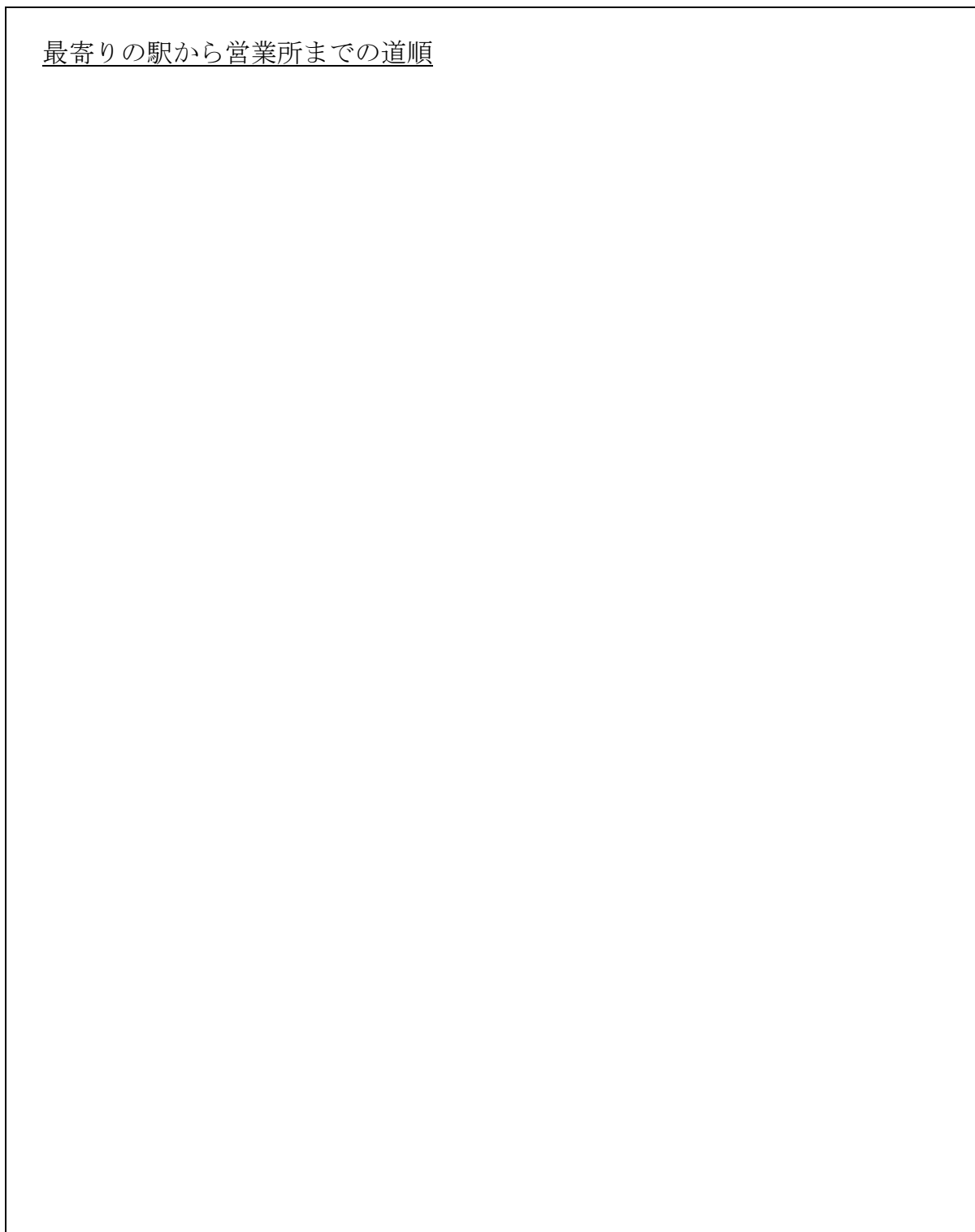
				第		号
				第一種（第二種）電気工事士免状		
				氏		名
				生年月日		年 月 日
				知事		印

記 事	
住 所	

(免状の写しを貼付すること。)

営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順



(注) 線 駅下車 行バスを利用し
停留所で下車し 方面に向かって徒歩 分
で上記営業所に到着する。

備付器具調書

氏名又は名称

	品名	製造年	製造番号	台数	製造業者名
一般用電気工作物の電気工事 自家用電気工作物の電気工事	絶縁抵抗計				
	接地抵抗計				
	回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具				
	低圧検電器				
	高圧検電器				
	※ 継電気試験装置				
	※ 絶縁耐力試験装置				
計				台	

- (備考) 1 電気工事の種類に応じて、法第24条及び規則第11条に定められた備付の必要な器具を記入すること。
- 2 ※印の器具について備え付けていない場合は、借入契約等により必要なときに使用する措置が講じてある旨を、次の()内に記載すること。
- 措置内容…………… ()

別添様式第13号(規則様式第2(第2条))

山口県収入証紙貼付欄 (消印を押さないこと。貼りきれない場合は、余白に貼ること。)
--

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

登録電気工事業者更新登録申請書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL _____)

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名 _____

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 山口県知事登録第 号

2 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 山口県 第 号

3 法人にあつては、その役員の氏名

(備考)

- 1 ×印の項は、記載しないこと。
- 2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
- 4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

(記載注意)

- 1 住所欄は、個人の場合にあっては、住民票の住所を記載し、通称名を書かないこと。
法人の場合にあっては、法人登記簿謄本に記載されている住所を記入すること。
- 2 氏名又は名称欄は、個人の場合にあっては、住民票に記載されている個人名を、法人の場合にあっては、法人登記簿謄本に記載されている名称を記入すること

別添様式第14号(規則様式第5(第5条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録行政庁変更届出書

年 月 日

山口県知事

様

(〒)

住所

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第8条第2項(第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の登録年月日及び登録番号

年 月 日 登録第 号

2 新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

(1) 登録行政庁

(2) 登録の年月日 年 月 日

(3) 登録番号 登録第 号

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第15号(規則様式第6(第6条))

山口県収入証紙貼付欄 (消印を押さないこと。貼りきれない場合は、余白に貼ること。)
--

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第9条第3項(当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	年 月 日
	登録第 号
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	年 月 日
	登録第 号
被承継者に関する登録証の添付の有無	

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第16号(規則様式第7(第6条))

山口県収入証紙貼付欄 (消印を押さないこと。貼りきれない場合は、余白に貼ること。)
--

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事の業務の適正化に関する法律第9条第3項(当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条)の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者に関する事項	氏 名 又 は 名 称 法人にあっては代表者の氏名 住 所 登録を受けた年月日及び登録番号 法人にあってはその役員の氏名 営業所の名称及び所在の場所並びに 当該営業所の業務に係る電気工事の 種類 主任電気工事士等の氏名 電気工事士免状の種類及び交付番号
承継者に関する事項	登録を受けた年月日及び登録番号 法人にあってはその役員の氏名 営業所の名称及び所在の場所並びに 当該営業所の業務に係る電気工事の 種類 主任電気工事士等の氏名 電気工事士免状の種類及び交付番号
被承継者に関する登録証の添付の有無	

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 営業所が2以上の場合、必要に応じ欄を設けること。

別添様式第17号(規則様式第8(第6条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業譲渡証明書

年 月 日

山口県知事 様

譲り渡した者 住所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名

譲り受けた者 住所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号
- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類
- 3 譲渡の年月日

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第18号(規則様式第10(第6条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者相続証明書

年 月 日

山口県知事 様

証明者 住所 _____

氏名 _____

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録電気工事業者の地位を継承した者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

(備考) 1 証明者は二人以上とすること。
2 ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第19号(規則様式第9(第6条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者相続同意証明書

年 月 日

山口県知事 様

証明者 住所 _____

氏名 _____

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録電気工事業者の地位を継承するものとして選定された者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

(備考) 1 証明者の項は、登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
2 ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第20号(規則様式第10の2(第6条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業承継証明書

年 月 日

山口県知事 様

被承継者 住所 _____
名 称 _____
代表者の氏名 _____

承継者 住所 _____
名 称 _____
代表者の氏名 _____

次のとおり電気工事業の承継について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号
- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類
- 3 承継の年月日

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第21号(規則様式第13(第9条))

山口県収入証紙貼付欄 (消印を押さないこと。貼りきれない場合は、余白に貼ること。)
--

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

登録証再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 山口県知事登録第 号

2 再交付の理由

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第22号(規則様式第11(第7条))

山口県収入証紙貼付欄 (消印を押さないこと。貼りきれない場合は、余白に貼ること。)
--

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(Tel _____)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 山口県知事登録第 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日 年 月 日

4 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

別添様式第23号(規則様式第12(第8条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 山口県知事登録第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 登録証を添付すること。

別添様式第24号(規則様式第14の2(第10条の2))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業開始通知書

年 月 日

山口県知事

様

(〒)

住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 営業所

営業所の名称	所在の場所

2 法人にあっては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第25号(規則様式第14の4(第10条の4))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

通知事項変更通知書

年 月 日

山口県知事

様

(〒)

住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

通知電気事業者の通知事項に変更がありましたので、電気事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日
(通知受理書の交付年月日及び番号)

年 月 日 (山口県知事通知第 号)

- 2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

- 3 変更の年月日

年 月 日

- 4 変更の理由

-
- (備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。
2 変更内容が確認できるものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

通知受理書再交付申請書

山口県知事 様

年 月 日

(行)

住所 _____
氏名又は名称 _____
法人にあっては _____
代表者の氏名 _____

「通知電気工事業者として行う電気工事業の通知受理書」の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 通知受理書交付年月日及び番号

年 月 日 山口県知事通知第 号

2 再交付の理由

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第27号(規則様式第14の5(第10条の5))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止通知書

年 月 日

山口県知事

様

(〒)

住所 _____

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日
(通知受理書の交付年月日及び番号)

年 月 日 山口県知事通知第 号

- 2 事業を廃止した年月日

年 月 日

- 3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 通知受理書を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業開始届出書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

(TEL _____)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
年 月 日 山口県知事許可(般一)第 号
- 2 電気工事業を開始した年月日
年 月 日
- 3 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 山口県 第 号

- (備考)
- 1 ×印の項は、記入しないこと。
 - 2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
 - 3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第 1 9 条第 2 項に該当する場合にあっては※を付すること。
 - 4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更届出書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所

(Tel)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 山口県知事許可(般一)第 号

- 2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

- 3 変更の年月日

年 月 日

- 4 変更の理由

- 5 届出受理書交付年月日及び番号

年 月 日 山口県知事届出第 号

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 変更内容が確認できるものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

届出受理書再交付申請書

山口県知事 様

年 月 日

(〒)

住所 _____

(Tel _____)

氏名又は名称 _____

法人にあっては _____

代表者の氏名 _____

「建設業者として行う電気工事業の届出受理書」の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 届出受理書交付年月日及び番号

年 月 日 山口県知事届出第 号

2 再交付の理由

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第31号(規則様式第20(第25条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

年 月 日

山口県知事

様

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名 _____

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
年 月 日 山口県知事許可 (般一) 第 号
- 2 事業を廃止した年月日
年 月 日
- 3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 届出受理書を添付すること。

別添様式第32号(規則様式第21(第26条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業開始通知書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 山口県知事許可(般一)第 号

- 2 電気工事業を開始した年月日

年 月 日

- 3 営業所

営業所の名称	所在の場所

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第33号(規則様式第22(第27条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更通知書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所 _____

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

電気工事業を開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 山口県知事許可(般一)第 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由

5 通知受理書交付年月日及び番号

年 月 日 山口県知事み通 第 号

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。

2 変更内容が確認できるものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

通知受理書再交付申請書

山口県知事 様

年 月 日

(〒)

住所 _____

(TEL)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

「建設業者として行う電気工事業の通知受理書」の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 通知受理書交付年月日及び番号

年 月 日 山口県知事み通 第 号

2 再交付の理由

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

別添様式第35号(規則様式第23(第27条))

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止通知書

山口県知事 様
年 月 日
(〒)

住所 _____
(TEL _____)
氏名又は名称
法人にあつては
代表者の氏名 _____

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
年 月 日 山口県知事許可 (般一) 第 号
- 2 事業を廃止した年月日
年 月 日
- 3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。
2 通知受理書を添付すること。

別添様式第36号（規則様式第1（第5条））

第3項第2号 電気工事士法第4条 の認定申請書 第4項第3号 山口県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 生年月日 年 月 日			
第3項第2号 電気工事士法第4条 の規定により認定を受けたいので、次のとおり 第4項第3号 申請します。			
申請に係る電気工事士免状の種類	第 種電気工事士免状		
◎ 電 気 工 事 に 関 す る 資 格	電気工事等に関して合格した試験、 検定、免許、免状又は認定	試験、検定、免 許、免状又は認 定の種類	
		資格取得年月日	年 月 日
	電気工事士法施行規則第2条の4第1項に規定する電 気に関する工事の経験年数		年 カ月
	電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務の経験 年数		年
	屋内配線又は屋外配線業務の経験年数		年
	修了した講習	名 称	
		修了年月日	年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- (備考) 1 ◎印欄の記載事項については、記載した事項を証明する書類を添付すること。
 2 ※印欄には、記入しないこと。

別添様式第37号（規則様式第2（第6条））

山口県収入証紙貼付欄
 （消印を押さないこと。貼りきれない場合は余白に貼ること。）

電気工事士免状交付申請書

年 月 日

山口県知事

様

（〒 - ）

申請者 住所 _____

（フリガナ）

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

（TEL ）

電気工事士法第4条第2項の規定により第_____種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のおり申請します。

◎電気工事士免状
 を受ける資格

- 1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する
- 2 第二種電気工事士試験に合格
- 3 養成施設修了
- 4 認定

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

山 口 県

第 号

- （備考）
- 1 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
 - 2 ※印欄には、記入しないこと。
 - 3 この申請書には、写真（この申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmの大きさで無帽のもの。裏面に氏名を記入すること。）1枚を添付すること。
 - 4 この申請書には、住民票等（運転免許証（両面）の写し、マイナンバーカード（表面）の写しなど）を添付すること。

実務経験証明書

ふりがな		生 年	
氏 名		月 日	年 月 日
現住所	〒 (TEL)		
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称	(TEL)	
	所在地	〒	
実務経験の期間及び内容			
所属部署 及び役職名	期 間	職 務 の 内 容	
	年 月 日 ～ 年 月 日		
通算期間	年 月	_____	
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <p>※1 法人名 (第 号)</p> <p>※2 代表者氏名 印</p>			

- ※1 法人以外の場合にあつては、事業所名を記入すること。
- ※2 法人の場合は、法人の代表者（代表取締役等）の証明をとること。
 なお、法人の代表者から支店長、工場長等への委任がされており、山口県産業政策課へ委任状が提出されている場合は、被委任者（支店長、工場長等）の証明によることができます。
 法人以外の場合にあつては、任命権者等の氏名を記入すること。
- ※3 登録電気工事業者等は登録等番号を記入すること。

電気関係の免状等（写）の貼付欄

第二種電気工事士（又は旧電気工事士）、認定電気工事従事者等左記実務に従事するために必要な免状（認定証）を貼付すること。

証明者が電気工事業者 2 名の場合は、1 名はこの欄に記入すること。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

年 月 日

所在地

※1 法人名 (第 号)

※2 代表者氏名 印

実務経験証明書

ふりがな			生 年		
氏 名			月 日	年	月 日
現住所	〒 (TEL)				
他に連絡先 がある場合 その名称及 び所在地	名 称	(TEL)			
	所在地	〒			
委託契約に 基づき保安 監督業務に 従事した期 間	年 月 日	～	年 月 日		
	年 月 日	～	年 月 日		
	年 月 日	～	年 月 日	通算期間	年 月
<p>上記の者は、電気事業法施行規則（平成7年経済産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 〒</p> <p>設置者の氏名又は名称</p> <p>法人にあっては代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

実務経験証明書

ふりがな			生 年		
氏 名			月 日	年	月 日
現住所	〒 (TEL)				
他に連絡先 がある場合 その名称及 び所在地	名 称	(TEL)			
	所 在 地	〒			
委託契約に基づき保安監督業務に従事した期間				委託者の氏名又は名称	
年 月 日 ~ 年 月 日					
年 月 日 ~ 年 月 日					
年 月 日 ~ 年 月 日					
通算期間 年 月				_____	
<p>上記の者は、電気事業法施行規則（平成7年経済産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地 〒</p> <p>法 人 名</p> <p>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

別添様式第42号（規則様式第4（第8条））

山口県収入証紙貼付欄

（消印を押さないこと。貼りきれない場合は余白に貼ること。）

電気工事士免状再交付申請書

山口県知事 様 年 月 日

(〒 -)

申請者 住所 _____

(フリガナ)

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

(Tel _____)

電気工事士法施行令第4条第1項の規定により電気工事士免状の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

免状の種類	第 種電気工事士免状
免状の交付番号	山口県第 号
免状の交付年月日	年 月 日
◎再交付を受ける理由	1 免状を汚した
	2 免状を損じた
	3 免状を失った
※ 受付欄	※ 経過欄

(備考) 1 ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 この申請書には、写真（この申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmの大きさで無帽のもの。裏面に氏名を記入すること。）1枚を添付すること。

4 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。

5 失った免状を発見したときは、返納すること。

別添様式第43号（規則様式第5（第9条））

山口県収入証紙貼付欄

（消印を押さないこと。貼りきれない場合は余白に貼ること。）

電気工事士免状書換え申請書

年 月 日

山口県知事 様

（〒 - ）

申請者 住所 _____

（フリガナ）

氏名 _____

生年月日 年 月 日生

（TEL _____）

電気工事士法施行令第5条の規定により電気工事士免状の書換えを次のとおり申請します。

免状の種類	第 種電気工事士免状	
免状の交付番号	山口県第 号	
免状の交付年月日	年 月 日	
書換え事項	新	
	旧	
※ 受付欄	※ 経過欄	

（備考） 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 この申請書には、マイナンバーカード（表面）の写しなどの書換え理由を証明できる書類を添付すること。

第一種電気工事士免状返納届出書

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

生年月日 _____

(TEL _____)

電気工事士法第 4 条第 2 項の規定により交付を受けた第一種電気工事士免状を下記の理由により自主的に返納したいので、次のとおり届け出ます。

免状交付番号：

免状交付年月日：

自主返納の理由：

委 任 状

住 所

職 名

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、電気工事士法の規定による免状申請に係る実務証明を委任いたします。

年 月 日

法人の主たる事務所
所 在 地

法 人 の 名 称

代 表 者 氏 名

印